

令和7年9月犬山市議会定例議会会議録

第2号 9月5日(金曜日)

◎議事日程 第2号 令和7年9月5日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員(18名)

1番	丸 山 幸 治 君	10番	玉 置 幸 哉 君
2番	ヒアンキ 恵 子 君	11番	岡 覚 君
3番	増 田 修 治 君	12番	岡 村 千 里 君
4番	光 清 育 君	13番	鈴 木 伸 太 郎 君
5番	小 川 隆 広 君	14番	沼 靖 子 君
6番	島 田 亜 紀 君	15番	久 世 高 裕 君
7番	諏 訪 育 君	16番	柴 山 一 生 君
8番	小 川 清 美 君	17番	柴 田 浩 行 君
9番	畠 龍 介 君	18番	大 沢 秀 教 君

◎欠席議員(なし)

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦 君	議事課長	大鹿 真 君
主査	石黒 絵美 君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣 伸 君	副市長	永井 恵三 君
教育長	滝 誠 君	経営部長	井出 修平 君
市民部長兼防災監	舟橋 正人 君	健康福祉部長	前田 敦 君
子ども・子育て監	兼松 光春 君	都市整備部長	武内 雅洋 君
都市整備部次長	野本 敬弘 君	経済環境部長	小池 信和 君
教育部長	中村 達司 君	消防長	大澤 満君
企画広報課長	古田 隆行 君	経営改善課長	川村 和哉 君
総務課長	藤村 崇司 君	情報政策課長	上原 敬正 君
防災交通課長	吉野 勲 君	福祉課長	山本 直美 君

障害者支援課長	奥 谷 雪 江 君	高齢者支援課長	粥 川 仁 也 君
健康推進課長	水 野 嘉 彦 君	都市計画課課長	高 木 誠 太 君
都市計画課主幹	一 柳 佳 育 君	整 備 課 長	高 橋 秀 成 君
環 境 課 長	疋 地 利 哉 君	学校教育課長	西 村 岳 之 君
学校教育課主幹	鈴 木 早 智 君	歴史まちづくり課長	加 藤 憲 夫 君
消防次長兼消防署長	安 藤 和 重 君	消防総務課長	村 山 弘 泰 君

* * * * *

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

* * * * *

日程第1 一般質問

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

議員各位に申し上げます。5番、小川隆広議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

5番 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 皆さんおはようございます。5番、日本共産党犬山市議団、小川隆広です。通告に従いまして3件の質問をさせていただきます。

件名1、消防本部配備の赤バイについてであります。

ご存じの方も多いと思いますが、赤バイは消防本部に配備をされた赤色のモトクロスバイクになります。

さて、本日この質問をいたしますのは、8月17日に実施をされました消防団活性化研修を受けまして、その中で紹介をされた瀬戸市消防団の活動に、多様性に富んだ活躍の場があると感じたからであります。

そのようなわけで、本題は要旨3点目になるわけですが、まず要旨1として、本市の消防本部に赤バイが配備された経緯と、これまでの稼働実績についてお伺いをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

[消防長 大澤君登壇]

◎消防長（大澤 満君） おはようございます。小川隆広議員のご質問にお答えします。

当市では平成22年度に赤バイ2台を配備しております。この車両は大規模災害などの災害発生時に出動し、二輪車特有の高い機動力で情報収集を行うなど、消防活動の効果的な運用を目的として導入のほうをさせていただいております。

次に、災害時出動実績につきましては、導入から15年が経過し、9件の出動があり、機動性の高さを生かし、栗栖や八曾、本宮山など山間部での捜索活動や災害時の広報活動を行った実績がございます。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。二輪車の特性を生かした山間部地域での捜査活動など、15年で9件の出動実績があるということで理解をいたしました。

要旨2点目です。今後の赤バイの稼働予測について伺いたいあります。

バイクであるため、今の答弁にもありました、出動体制が特殊な災害に特化されるということですが、今後の稼働の予測や想定についてお伺いをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

[消防長 大澤君登壇]

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

赤バイの出動件数は、過去の事例から今後も多くないと予想しておりますが、将来的な活用方法につきましては、これまでの山間部での活動や広報活動に加えて、大規模災害時における活用が考えられます。例えば、地震や豪雨などにより道路が崩壊し、大型の消防車両が通行できない状況が発生した場合に、赤バイがその機動性を生かして迅速に現場へ到達し、初動対応を行うことを予想しております。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。おおむね予想どおりの答弁をいただきました。

では、要旨1、2を踏ました上で、要旨3点目、他の自治体を参考に、消防団で赤バイの活用、もしくは活用を見据えた学習の機会を設けることはできないかであります。

ここで言う他の自治体とは瀬戸市であります。消防団活性化研修の中で、消防団において、赤バイを運用していることを知りました。私自身は二輪車の運転免許は持っておりますが、周りを見渡しますと、消防団の中には、オートバイに詳しく、運転を得意とする方が多いと感じています。

要旨の2点目で、赤バイの出動予測は今後も多くないという考え方を伺いました。そういうことであれば、消防団に配備をして、出動した際の現場と分団車庫の連絡や、長時間の火災などでは機動性を生かして、次の水利の確認に向かうなど、使ってみてはどうかと提案をしたいと思います。

当然バイクは事故のリスクなども考えなければならないことから、それ相応の教育も必要になると思います。また、瀬戸市と異なり、本市の分団車庫はどこもコンパクトな造りでありますから、ポンプ車1台の収納がやっとというところもあります。まずは今後を見据えた赤バイの教育という意味も含めて、前向きに検討できないか、お尋ねをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

[消防長 大澤君登壇]

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

消防団への赤バイ導入の提案につきましては、バイクを扱える既存消防団員にとっては、従来の消防活動に加えて、参加しやすい環境を提供するだけではなく、新規消防団員の加入

促進につながる可能性はあるかと考えます。

しかしながら、赤バイの導入に際しては、事故やけがのリスクなど安全管理を徹底するための研修や訓練が必要不可欠であることから、先のご質問でお答えしましたとおり、当市の赤バイの出動実績からの活動が限られております。また、出動実績がないことから赤バイを廃止した自治体があることも確認しております。

以上のことから、消防団に赤バイを導入することにつきましては、リスクや費用対効果の点で、導入は難しいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。私も懸念材料でしたが、やはり消防長からもリスクについてお話をありました。赤バイについては費用対効果も含めて、現時点では難しいということで理解をいたしました。

再質問をお願いいたします。

冒頭にもお話をしましたが、消防団活性化のためには、消防を軸にしながらも、多様性に富んだ活躍の場をつくることは重要だと感じております。研修を通じて、私自身は赤バイの消防団への配備はいいなというふうに思ったわけですが、難しいということですので、多様な活躍という観点で消防団のモチベーション向上、団員確保につながるアイデアがほかにあれば、お伺いをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） 再質問にお答えします。

消防団員の新規加入促進とモチベーション向上については、私どもも非常に重要な課題であると認識しております。その観点から、本市の消防団活動をより近代化し、魅力あるものとするため、令和6年度から、消防団アプリを導入し、DX化を実施しております。

また、現在の消防団車両の運転は、準中型免許が必要ですが、普通免許証で運転できる消防団車両を令和7年度から更新してまいります。さらに、総務省消防庁が紹介する、消防団を中心とした地域防災力の充実強化取組事例の中には、団員がデザインした防寒衣やTシャツの導入、ドローン隊やチェーンソー団員の活躍などが示されております。こうした実例、実績を参考に、当市の実情に即した魅力のある消防団活動につながるよう、研究をしてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。ただいま答弁の中で様々な事例を示していただきました。山間部地域のある本市の特性上、ドローンやチェーンソーは活躍の場が想像できますし、そういう教育があれば、私自身も受けてみたいというふうに思いました。本市の実情に即した魅力のある消防団活動になるよう研究していくということでしたので、今後に期待をしたいと思います。

次の質間に移ります。件名2、富岡の農業用水の確保についてであります。

この質問をしますのは、8月中旬に富岡の夏祭りにお招きをいただいて、参加をしてまい

りました。今年は天候に恵まれず、盆踊りではなく、公民館での夏祭りになったわけですが、その際に、農業用水の話になり、その後はどうなったのか、測量の結果はどうだったのかといったような声がありました。

私が初めて一般質問に立った令和5年6月の定例議会で、当局より「河川改修に当たっては、農業用水に関わる堰や水路の現状機能を損なわないよう、設計段階から地元調整も含め検討を進めていく予定とのことです。」という答弁をいただきました。

また、令和6年6月の定例議会においては、大沢秀教議長が、郷瀬川に関して、一般質問をしております。その際に、令和6年度は調査結果を踏まえて、取水施設の機能確保の検討や測量を進めていくことと答弁がありました。地域の方々も昨年度、測量を進めている姿を見て、大変気にしていました。要旨のとおり、郷瀬川の現地調査、測量を踏まえた検討状況についてお伺いをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

愛知県は郷瀬川の改修に向けて、令和6年度までに、農業用水の取水施設の機能確保を踏まえた検討や測量を進めており、令和7年度から河川改修後の取水施設の構造などの検討を行う予備設計業務に着手しています。

この予備設計では、既存の取水施設における農業用水の利用状況について、地元調整を行った上で、取水施設の構造等の検討を進めていくとのことでした。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。予備設計に着手しており、これから地元と調整の上、取水施設の構造などの検討を進めていくということで理解をしました。

地元では、高齢化とともに現行の堰をつくる取水は困難になるとの声を聞いております。また、河川改良で川の断面が変わると、年齢に関係なく、現行の取水の方法は難しくなると考えます。地元の声がきちんと反映されることを期待したいと思います。

では、次の質間に移ります。件名3、自治体DXについてであります。

この質問をしますのは、去る7月26日、27日の2日間で、自治体学校 in 東京に参加をしてまいりました。その際、2日目の分科会で、自治体DXを選択をして勉強し、とりわけ自治体情報システムの標準化については、現状、様々な問題があると認識をいたしました。本日は、この自治体情報システム標準化を中心に、優先したい質問を要旨にまとめましたので、順次質問したいと思います。

まずは要旨1点目です。本日は資料を準備いたしました。お手元にありますのは、今年度をスタートとする犬山市デジタルトランスフォーメーション推進指針からの抜粋であります。ここには取組事例として、様々なものが紹介されております。

いきなり問題点を挙げて、本市の置かれている状況について答弁を求めていくというのはいささか不粋と感じましたので、まずは要旨1にありますように、取組事例に関する声と、これから受けられると考えられる恩恵について、とりわけ推進指針の18ページから22ページ

に記載のあります市役所の業務に關係の深い様々な取組事例から、行政の立場、職員の声について伺いたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

本市では、平成16年2月に犬山市情報セキュリティ対策委員会を設置し、様々なセキュリティ対策の取組を行ってきました。

近年の社会全体におけるDX推進の流れに合わせ、令和6年度にセキュリティ対策に加えて、DX推進に関する意思決定の役割を追加するため、犬山市情報セキュリティ対策委員会を、副市長を最高情報責任者CIOとする犬山市デジタル化推進委員会に発展させました。

DXの取組としては、DX推進指針を策定し、それに基づいたDX支援業務委託による現状分析や、職員アンケートを行いながら、市民サービスの向上や業務の改善を目指しているところです。

職員アンケートでは、約8割の職員がDX推進について前向きに捉えており、例えば、チャットツールによって職員間の連絡が簡単になり、業務が改善したなど、これまでの取組に対してポジティブな声がある一方で、デジタルツールをどのように活用すれば、業務改善につながるのかイメージが湧かないなど、DXが根づかない組織風土に対するネガティブな声もございました。

こうしたネガティブな声に対応するため、令和7年度はDX支援業務委託による業務改善支援を行っており、変化できる組織風土への意識改革に取り組んでいます。

この意識改革を市役所全体に根づかせることで、職員一人一人がデジタルツールを活用して、市民サービスの品質向上や業務の負担軽減を実現できる組織風土の確立を目指していきます。

一方で、デジタルツールを安全に利用するためには、職員のセキュリティに関する知識や意識も不可欠であり、利便性を損なうことなくセキュリティを強化するために、適切な対策を講じていきます。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。私もまだまだ稚拙ではありますが、ChatGPTや議事要約アプリ、これらを活用することで、時間短縮や効率化ができると実感をしておりますので、想像したような恩恵が受けられているというふうに感じました。反面、デジタルツールの苦手な方への対応が課題とも感じました。

再質問をさせてください。

この自治体情報システム標準化については、1回の質問時間ではとても足りないくらい、様々な問題があると思っております。

移行期限が2025年度とされていることから、本日は早急に質問しなければならないと考えたものを、要旨2以降のほうに準備をしました。

その中で伺おうと思っていたのですが、今の経営部長の答弁の中で、セキュリティについて

て触れられていましたので、個人情報の取扱いについて伺いたいと思います。

この自治体情報システムの標準化では、市民の個人情報を市のサーバーからガバメントクラウド、国の用意したクラウドへ移すわけですが、ここで心配になるのが、個人情報の取扱いです。自治体の持つ市民の個人情報ですから、場合によっては、喉から手が出るほど欲しくなる情報だと思います。それが公の機関が準備したクラウドとはいえ、本市の手を離ることになるわけですが、この個人情報の取扱いについて伺いたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

令和7年度末までに実施することが義務づけられている自治体情報システムの標準化については、国や地方自治体などの行政機関が利用するシステムのために、デジタル庁が導入したクラウド環境、いわゆるガバメントクラウドに、本市が保有する住民情報を移行することになります。

ガバメントクラウドは、国の定める基準を満たした強固なセキュリティが確保されており、外部からアクセスできないよう構築されるため、本市のデータは、本市の決められたパソコンでしか利用することができません。また、ガバメントクラウドでは、最新の技術を用いた暗号化通信、ログ管理、アクセス制御の厳格化、24時間体制の監視など、情報漏えいのリスクを極限まで抑える対策を実施しています。

したがって、ガバメントクラウドにおいて個人情報を管理することについては、本庁舎内に構築するシステム以上のセキュリティが担保されていると考えています。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） 答弁ありがとうございました。再々質問をさせてください。

今の答弁で不正ログインなどの脅威に対しては、本市のサーバー以上のセキュリティに守られているということで理解をいたしました。

私がガバメントクラウドで心配をしているのは、手続きを取って外へ出る個人情報についてであります。本日準備した資料、本市の推進指針の23ページには、個人情報の適正な取扱いについて記載があります。

今の本市のシステムもそうですが、自治体DXは蓄積した個人情報、これを適宜抽出をして、行政サービスに使用しております。今後、ガバメントクラウドへ移行すると、本市の職員が内製化したシステムではありませんので、民間企業への依存が高まり、介在する民間事業者が多くなると考えます。ガバメントクラウドといつても民間事業者へ構築を委託するものになります。公共サービスの枠を超えて、2次利用を求められた場合の対応について、再々質問でお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再々質問にお答えします。

事業者より、事業者の新しいサービスを創出、展開するために、本市の保有するデータの2次利用を希望されたとしても、本市から個人情報が含まれるデータを事業者に提供することはございません。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。事業者のサービスのため、本市が個人情報が含まれるデータを事業者に提供することはない端的にお答えをいただきましたので、今日のところは、今の答弁で満足をしたいと思います。

しかし、ガバメントクラウドでの個人情報の取扱いについては、匿名の個人情報へ加工した場合や、ここからは私の邪推ですが、今後の個人情報保護法の動向、本市としては提供しないとしても、国としてはどうなんだという部分もあります。今は状況が見えない部分もあると思いますので、またの機会に質問をしたいと思います。

要旨2点目です。自治体情報システム標準化の進捗状況について伺いたいあります。

先にも触れましたが、地方公共団体情報システム標準化基本指針の概要、令和4年10月7日閣議決定、こちらで移行期間は2025年度末とされました。

自治体学校in東京の分科会では、間に合わないという報告を多く耳にし、実際、龍谷大学本多滝夫教授の講演でも、今年4月末時点ですが、見込みで607団体、全体の1,788団体のうち33.9%が間に合わないとのことでした。

まずは、本市は間に合っているのか。自治体情報システム標準化の進捗状況をお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

本市における標準化対応については、今年度の年末年始休暇を利用して、標準準拠システムへの切り替えを行い、令和8年1月5日より、標準化対応を行った新しいシステムを使って業務を行う予定です。

現時点において、スケジュールに遅れが生じるような大きな問題はなく、計画どおり進めています。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。

本市においては、スケジュールに遅れが生じることなく計画どおりということで、ひとまず安心をしました。

再質問をさせてください。

この自治体情報システム標準化では、標準化対象となる基幹系業務と言われる20業務以外は、各自治体で個別に業務オプション機能を準備する必要があります。

本市独自の業務を遂行するのに必要な標準化対象外の機能もあると考えますが、それらの対応がどうなっているのか、再質問をしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

本市においても、標準化対象のシステムとデータ連携を行うため、標準化対象外でもあるにもかかわらず改修が必要となる関連システムがあります。具体的には、医療費助成システム、統合型G I S、確定申告支援システムなどです。

関連システムについても、標準化対象システムと同様に移行期限である年度内に改修が完了する見込みです。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。標準化対象外の関連システム、これも間に合っているとの答弁で、これについても、安心をいたしました。

再々質問をお願いします。

本市においては、標準化対象となる基幹系20業務も関連システムも間に合っており、来年の1月5日より新しいシステムでの業務を予定しているとのことでした。そうなってくると、近々移行のタイミングを迎えるわけですが、私としては、移行に際する職員の負担や移行後の行政サービスへの影響が心配になります。その辺りについて、準備状況を再々質問で伺いたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再々質問にお答えします。

現在、システムの移行に向けて、帳票の様式変更に伴う例規の改正、運用テストの実施、事業者との打合せなど、新しいシステムでの運用に向けた準備を行っています。

関係部署においては、通常業務に影響が出ないよう時間を捻り出す作業をする必要があり、移行準備は職員の負担になっています。

また、システムの切り替えを行う年末年始休暇には、関係部署の職員も出勤し、最終確認を行います。

新しいシステムへ移行した後も、窓口業務を滞りなく行い、市民サービスに影響が出ないよう、運用マニュアルの整備や研修などを通じてしっかりと準備をしてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。システムの切り替えについては年末年始で行うことだったので、私が言うことではありませんが、時間外の超勤対応、こちらはきっちりとやっていただき、スタートから職員のモチベーションが下がることないような対応をお願いしたいと思います。

また、システム移行前後で、マニュアル対応や研修をしっかりやっていただけるということですが、アジャイルガバナンス原則でシステム開発をされた弊害を心配をしております。開発を急いだため、バグが残っている状態になっている、ヒューマンエラーをなくすためにDXを活用したが、信用して使ったシステムがエラーを起こしていた、プログラムされた計

算式が間違っていた、そういう事例も考えられると思います。そういうことも念頭に置いて進めていただきたいというふうに思います。

次の要旨に移ります。要旨3点目、リソース不足と言われる中でのＳＥ、システムエンジニアの確保、ベンダーとの価格交渉について伺いたいです。

これも自治体学校in東京の分科会で、多くの方が講師に意見を求めておりました。先ほど見込みで607団体が間に合わないという話がありましたが、間に合わない理由にＳＥの確保ができていないというものがありました。

ガバメントクラウドでは標準化・共通化でベンダーロックインが解消されるとも言われていましたが、実際にはリソース不足の中、短期間の納期になったことから、ベンダーの言い値になり、価格交渉が難航しているという話も伺いました。

本市についてはシステムの移行が間に合っていることから、要旨に上げたリソースの確保についてはできているというふうに考えますが、ベンダーとの価格交渉はどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

報道などによると、一部の自治体において問題になっていますが、本市においては、期限内に標準化作業を完遂するための人的リソース、特にシステムエンジニアの確保はできます。しかしながら、期限が短いこと、全国一斉に行われる事業であること、国の作成する標準仕様書の改版のためのシステムがいまだに一部開発中の段階であることも影響し、事業者より提示される移行経費は、リスクが考慮された概算となっていることも事実です。

移行経費に関する価格については、愛知県内における同システムを利用している自治体との費用比較を行いながら、適切な価格となるよう、事業者と交渉しています。

また、移行作業が具体的になり次第、より詳細な積算を提示するよう事業者には求めており、引き続き契約締結まで交渉を行っていきます。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。価格交渉については他の自治体と比較を行いながら適正な価格となるよう交渉しているということで理解をいたしました。

システム構築に係る費用は大変分かりにくいところがあります。誤解を恐れず言えば、そもそも比較している金額が適正かどうかということもあります。リソースが不足しているので、大変だと思いますが、答弁にもありました詳細な積算の提示を求めることが、これを続けていっていただきたいと思います。

最後の要旨になります。要旨4点目、自治体情報システム標準化の本市の経費負担、財源確保について伺いたいです。

自治体情報システム標準化を国を挙げて進めているわけですが、この移行に係る経費負担、財源確保についても、自治体学校in東京の分科会で話題となりました。

まずは地方公共団体情報システム標準化について、どこまでが国の補助対象なのか、移行

に際してどれくらいの費用増加が見込まれるのかお伺いをしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

自治体情報システムの標準化事業について、標準化対象のシステムへの移行経費は、国の補助対象となっています。また、さきの答弁でお答えしました関連システムについては、標準化対象となるシステムとのデータ連携をする経費に関しては、補助対象となります。

現時点では、これから締結する契約が残っているため見込みとはなりますが、令和6年度と7年度における標準化事業の移行経費について、本市の負担分は約25%、全体で約7億8,000万円のうち約1億9,000万円となる見込みです。

なお、当初予算の編成時においては、不確定要素が多いため、リスクを考慮した金額となっており、その後の見積り精査や作業内容の明確化により、移行経費は当初予算時よりも減額となる見通しです。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。ただいまいただいた答弁で、移行に際し、どのくらいの費用なのかといった規模と、本市の場合は不測に備えていたため、当初予算よりも減額となる見通しであるということで理解をいたしました。

再質問をさせてください。

自治体情報システム標準化の移行に際しての国の補助対象と本市の費用負担については分かりました。

大きな問題は、標準化後の運用経費だと思っております。さきの答弁にもありましたように、自治体情報システムへの移行経費は国の補助対象となっていますが、標準化後の運用経費は本市の費用になると思います。相当の費用になると思うのですが、財源確保や今後の予測について伺いたいと思います。

また、自治体情報システム標準化は、国策として進められてきたものですが、運用経費は、当初言っていた、少なくとも3割削減を目指すとの方針に反し、大幅に増大する見込みで、今年1月に出されました中核市市長会の緊急提言では、移行の運用経費の平均は3億8,800万円である。これに対して、移行後の運用経費の平均は6億8,400万円、平均倍率2.3倍に大幅に増加し、5割以上の自治体で2倍以上の増、最大で5.7倍にもなっている状況であるとして、国の想定の3割減を超えた部分について、国の責任で財政措置をするよう求めております。

このような明確な意見を国に上げていく必要があると思うのですが、当局のお考えをお伺いしたいと思います。再質問でお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

標準化対応後の経常経費についても、現時点で事業者による運用、保守の実績がないことから、提示される費用は概算となっています。

また、現行システムは本庁舎内に構築されており、外部のデータセンターを利用していないことから、ガバメントクラウドの利用料や通信料といった経常経費は、単純に負担が増えるものとなります。

自治体のシステムの運用、保守に関する費用は補助金の対象とならないことから、他の自治体と同様に、経常経費は本市の増額が見込まれます。

したがって、本市においても、情報システムに係る運用経費の増額については、喫緊の課題と認識しており、令和7年1月24日開催の西尾張ブロック9市市長会議を通じて、他自治体とともに財政支援を要望し、令和7年6月4日開催の第95回全国市長会議において、現行の運用コストを上回る負担額が生じる自治体に対して財政措置を講ずることが決議され、国へ意見書を提出するに至っています。

今後も国の動向を注視し、財源確保に向けた努力を継続していきます。

◎議長（大沢秀教君） 小川隆広議員。

◎5番（小川隆広君） ご答弁ありがとうございました。今年6月に全国市長会議でも同様な決議がされていて、国に意見が出されているということで理解をいたしました。

答弁の中で標準化対処後の経費計上についても、現時点では運用保守の実績がないといったことから、提示される費用は概算とありました。進めていく中で、積算根拠ということは意識をしていただきたいというふうに思います。

本日は近々に迫った自治体情報システム標準化の移行に際し、優先して質問したい要旨に絞って質問をさせていただきました。本市はこれまで早め早めに準備を進めつつも、石橋を叩いて渡る対応をしてきたと感じました。質問の中でも若干述べましたが、今後の個人情報の取扱いについて、官民連携原則G t o B t o Cでは、政府がデータ基盤を整備し、民間がサービス開発、提供することから、どこかで課題に直面すると考えています。

また、アジャイル開発の問題が後々出てくるとも考えております。また折を見て質問させていただきたいというふうに思います。

いずれにしましても、国策ですので避けて通れないこと、あと自治体DXには、人口減少社会に自治体が本来担うべき機能が発揮できるようにする忘れてはいけない目的があります。今後も本市においては、これまでどおり早め早めに準備を進めつつ、石橋を叩いて渡る姿勢で臨んでいただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 5番 小川隆広議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前10時55分まで休憩いたします。

午前10時44分 休憩

再 開

午前10時55分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

9番 畠 竜介議員。

◎9番（畠 竜介君） 9番、創犬会、畠 竜介でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、3件の一般質問を行いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、件名1、やさしいお店についてお伺いいたします。

やさしいお店のこの認定制度は、犬山市の合理的配慮の推進事業者認定事業として、障害のある方など多様な人々が安心して暮らせる、訪れることができる共生社会の実現に向けた取組として、大変すばらしい制度だと考えております。

しかしながら、制度が始まって日も浅いことから、事業者側も利用者側もあり制度について知らない方も多いと思いますので、今回取り上げさせていただきました。

この制度を今後さらに発展させていく上では、福祉分野だけにとどまらず、観光施策やまちづくりの仕組みとして生かす視点も重要ではないかと考えております。

そこで、まず要旨1として、やさしいお店の制度について、制度の概要と、これまでの登録店舗数についてお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

[健康福祉部長 前田君登壇]

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えします。

議員お尋ねのやさしいお店は、昨年4月に施行した手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例による取組の一環としまして、店舗であったり病院であったり、人が集まる場所で、障害のある方への配慮が広がるように、令和7年1月28日からスタートいたしました。

協力をしていただけの事業者に過度な負担とならない範囲で、スロープの設置などハード面だけではなく、やさしい言葉での対応といったソフト面も合わせた配慮を提供していただき、その旨を案内している事業者を、やさしいお店として認定をさせていただいているものであります。

認定をした事業者は、わん丸君をデザインした認定証と、事業者の希望に応じて、電子筆談ボードを提供するとともに、市のホームページで公表しております、本年の8月末時点、先日ですが、25の事業所を認定しております。

◎議長（大沢秀教君） 畠議員。

◎9番（畠 竜介君） 答弁ありがとうございます。1点、再質問をお願いいたします。

制度の実績についてご答弁いただきましたが、本来制度が目指すのは単なる数字の増加だけではなく、実際に制度を利用する方々が安心してまちに出かけられるようになったかという体感的な部分ではないかと考えます。

そうした観点から、市として市民の声や利用者からの評価、反応をどのように把握されているのか。市民、店舗、利用者から寄せられた意見などがあれば、具体的にご紹介いただきたいと思います。

また、制度の意義や効果について、市としてどのように受け止めておられるか、改めて見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） 再質問にお答えをいたします。

まず、制度に対する意見につきましては、開始から6か月が経過した本年の8月、先月ですが、認定事業所との意見交換を行いまして、その中で筆談ボードを用いたと、先ほど紹介をさせていただきましたが、その筆談ボードで障害をお持ちの方から、おいしかったであつたり、ありがとうといったお声をいただいたなど、楽しくコミュニケーションを取ることができたというようなことであつたり、やさしいお店の認定証を目にされた方から、「これは何」というような質問をいただいて、お店の方からこの取組の紹介をしたということなどを伺っております。

この取組は、事業者が認定を受ける過程、プロセスですね、過程であつたり、障害をお持ちの方と接する機会などを通じて、障害の特性に応じた配慮の形とその必要性、そういったことについて考えていただくことで、障害についての理解を深めていただいて、全ての市民の方々にやさしいまちづくりといったものを進めるというものだと考えております。

したがいまして、認定を受けた事業者だけではなく、この取組をお知りになった事業者であつたり、認定証を目にされた方々、そういった方々が、それぞれの立場で障害について考えていただいて、そして、できることから実践をしていただくということを期待しております。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畠 竜介君） 答弁ありがとうございます。実際うちのお店でも認定していただきまして、筆談ボードを設置させていただいているが、アルバイトのスタッフが、聞こえない方が来てもおどおどすることなく対応ができているので、もっと認定されるお店が増えればいいなということを期待しまして、続いて、要旨2、登録店舗の広がりに向けての取組についてお伺いいたします。

現在の登録店舗数が市の想定と比べて順調かどうか、また伸び悩んでいるとすれば、その要因をどのように分析しているか、見解についてお伺いさせていただきます。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えをいたします。

まず目標ですが、今年度中に70の事業所の認定をしたい。つまり一月当たりにしますと、6事業所程度ということに想定しているんですけれども、先ほど申し上げたとおり、先月末、8月末時点では25ということにとどまっておりまして、月平均にすると5ということになりますから、現時点では想定を若干下回っているという状況です。

要因といたしましては、取組の開始から7か月、日が浅いと、先ほど議員もおっしゃられ

ましたけれども、まだ日が浅いということと、事業所への周知というものが行き届いていないのではないかというふうに考えておりますので、先ほど申し上げたとおり、障害への理解や配慮につながるきっかけづくりとして、引き続き幅広い案内であったり、個別の働きかけといったことを行ってまいりたいというふうに考えております。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畠 竜介君） 答弁ありがとうございました。その登録、認定される店舗をさらに広げていくためには、市として積極的な後押しが必要だと考えます。例えば、制度の理解を深めるための店舗向けの研修実施や、登録を促すための市の広報の取組、また実際に登録されている店舗に配布されている認定証の周知の工夫と効果など、現状はどのようにになっているんでしょうか、お伺いします。

また今後、さらに制度を広げていくために、広報の多様化や地域団体、商業団体の連携強化など、今後取り組んでいくべき強化策について、市としての方向性をお聞かせください。再質問、お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） 再質問にお答えをいたします。

まず、取組の周知につきましては、市の広報であったりホームページへの掲載というのは、当然といえば当然なんですが、スタート直後の本年の2月には、犬山商工会議所の会員の方々へのご案内を行いまして、翌3月には、愛知北エフエムの番組「チャレンジ犬山」の生放送であったり、市の公式Y o u T u b e 「O N E C H A N 」というところで、動画の配信をさせていただいております。

また、7月には城下町のまちづくり交流会の中での案内を行うなど、いろいろなところで案内をさせていただいております。

しかしながら、先ほども申し上げましたし、議員からもご指摘があったように、まだまだ周知が足りないというふうに考えておりますので、この場でちょっと具体的な、どこで何をということは申し上げることはできないんですが、様々な場であったり、様々な手法での案内というのを続けてまいりますが、私どもだけではなくて、議員におかれましても、取組のP Rにお力添えを賜りますようにお願いを申し上げたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畠 竜介君） 答弁ありがとうございます。現在までもいろいろと周知をしていただいていることが分かりました。先月の7月の交流会も僕も参加させていただきましたが、なかなか伝わってないのかなという面も受け取りました。

しかしながら、さっきの答弁であったように、よい制度の割にはまだまだ知らない業者さんが多くいると思いますので、特に駅前から城下町だと観光客を含め多くの方がいらっしゃる場所においては、例えば観光協会に声かけするなど、面的な対応で制度を広げていくべきではないかと考えますので、その点だけ指摘させていただいて、次の要旨に移ります。

最後に、要旨3として、今後の制度の展開についてお伺いいたします。

やさしいお店制度は、現在は障害のある方に向けた合理的配慮の推進を目的とした制度であります。やさしいお店という発想は、例えば高齢者や子育て世代などにも安心して外出できる環境を整える、非常に意義のある取組だと考えています。

障害者の方々が暮らしやすいまちというのは、誰にとっても暮らしやすいまちだと思います。こうした制度を今後は障害者施策としてだけでなく、観光の受入れ体制の充実や、地域全体で高齢者や子供を見守るネットワークづくりといった、やさしいお店からやさしいまちへ、より広い分野へと発展、展開していくことができるのではないかと考えます。こうした点から、やさしいお店について、今後の展望と可能性について、市の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

[健康福祉部長 前田君登壇]

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えをいたします。

まず、議員のご理解のとおり、やさしいお店の取組は、障害者の方々に限らず、子供であったり高齢者であったり、全ての方々にやさしいまちづくりにつながるものと私も考えております。

今年度はこのやさしいお店以外にも、障害への理解と配慮を深めるための取組としまして、市民であったり認定事業者を対象として、声かけサポート講座というものを開催したいと考えております。

この講座ですが、障害の特性に応じた声かけの方法というものを知っていただくもので、障害をお持ちの方や名古屋経済大学、今日もいらっしゃっていますけれども、名古屋経済大学の学生さんの協力をいただきながら、昨年作成をしたカリキュラムを用いて実施をしたいというふうに考えております。

この講座の実施によって、障害の特性を理解したやさしい市民を一人でも多く増やして、障害の有無にかかわらず、他人を尊重して、お互いに認め合い、共生できる社会、やさしく元気な犬山づくりを引き続き進めてまいりたいと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畠 竜介君） 答弁ありがとうございました。今後こうしたやさしいお店が市内に広がっていく中で、観光振興や子育て支援、高齢者支援等の連携をして、やさしいまちをさらに広げるため、やさしいお店制度、例えば観光マップと連携させたり、子育て支援制度のはぐみん優待ショップと連携するなど、障害者福祉にとどまらない横断的な施策を展開されることを期待しています。

続いて、件名2に移ります。DXによる持続可能なまちづくりについてお伺いいたします。

まず、要旨1、デジタル人材の育成と府内体制についてでございます。

先ほども小川隆広議員の一般質問でもございましたが、DXについては令和6年3月にも私も一般質問させていただいております。本年4月に我々創立大会で、熊本県八代市へ行政視察へ行ってまいりましたので、今回改めて取り上げさせていただきます。

視察に行ったテーマは、件名にあるDXによる持続可能なまちづくりについてでございま

す。今回この視察を基に質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

近年、行政のデジタル化が急速に進む中で、職員一人一人の意識とスキルが大きな鍵を握っていると考えています。八代市では、全庁的にDX推進員を各課に1名ずつ配置し、業務改善や意識改革を進めていらっしゃいました。

自選、指名の両方で選出される体制とし、業務のデジタル化を現場主導で進めているという点が特徴的でした。犬山市においてもDXを実行レベルで進めていくために、職員の意識改革やスキル向上をどう支援していくかという点で、以前も質問させていただきましたが、改めてその現状や進捗についてお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

本市におけるDX推進体制として、副市長をCIOとした犬山市デジタル化推進委員会を設置しました。この委員会は各課長で構成されており、加えて、外部の専門人材を迎えて副市長を支援するCIO補佐官を置き、DX推進の意思決定機関としての役割を担っています。

職員の意識改革とスキル向上については、令和6年度には幹部向け意識醸成研修と一般職員向けデータ分析研修を、今年度は、若手職員向けに10年後に理想とする働き方を想定してもらい、現状とギャップから課題を洗い出すビジョン研修を実施し、今後は生成AI研修などを予定しています。

職員の意識改革やスキル向上は継続的に行う必要があるため、CIO補佐官と連携しながら、今後も適切な研修を進めていきます。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畠 竜介君） 答弁ありがとうございました。CIO補佐官の設置については、何度か議会でも話題にしており、取組については理解しています。答弁にあった業務改善に視点を当てたビジョン研修、また新しい技術である生成AI研修なども、職員の皆さんのスキル向上に大きく寄与されると思いますので、大いに期待しているところです。

しかしながら、現在のDX推進の体制については、トップダウンによる推進体制ではないかなと考えております。DXを進めるに当たっては、こうしたトップダウンによる推進は大変重要だと考えておりますが、担当職員が自ら課題を抽出し、改善に向けたボトムアップを行える組織づくりも進めるべきだと提案しますが、今後のDXの組織づくりについて、当局のお考えを再質問でお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

本市では、令和7年度のDX推進支援業務の中で、CIO補佐官をはじめとする外部人材による伴走支援を受けながら、現在2つの課について業務改善の取組を進めているところであります。今後、さらに3つの部署を追加し、業務改善を実現させ、先行モデルとして横展開する

ことを、今年度の目標としています。

なお、こうしたDXの取組を確実に進めていくためには、職員の意識醸成のための研修だけでなく、職員がデジタルに詳しくなり、市民サービスの向上や業務効率化に生かせるようになるなど、全般的なスキルの底上げが必要です。

職員のスキル向上には時間を要するため、今年度から3か年計画で、外部人材を活用した取組を進め、最終的には職員の自立自走によって課題解決を行うことができるようになるよう、組織全体が成長することを目指していきます。

令和8年度には、各課の職員で構成するワーキングチームを組織して、DX推進事業を企画し、令和9年度からは、その事業の実現に向けて取り組むことを目標としています。

このように、職員からのボトムアップによる提案型の組織づくりを行い、DXの取組を進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畠 竜介君） 答弁ありがとうございました。トップダウンだけではなく、担当レベルでのボトムアップ、ワーキングチームによるボトムアップでのDX推進ということが期待されますので、今後の進め方に期待しております。

続いて、要旨2の災害対応におけるデジタル技術の活用についてお伺いいたします。

これは八代市で見てきた現状というか、避難所運営においては、受付業務だとか物資の管理、安否確認など、多くの事務が集中し、現場の職員には大きな負担がかかるというふうに認識しております。そういうものを八代市では、はちパスというアプリを利用して、避難所の入退室をQRコードで管理するスマート避難所というものを導入されていました。これにより受付職員の人員を削減でき、避難者数や健康状態の把握も、こういったはちパスを使って行わっていました。

犬山市でも災害時における避難所の円滑な運営と職員負担の低減に向けて、こうしたQRコードやスマホを活用したスマート避難所の導入を検討する考えはないでしょうか、お伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

スマート避難所には、業務効率化や被災者支援の高度化といったメリットがある一方、費用やセキュリティ、プライバシーの面での課題もあります。具体的には、メリットとして、先ほど議員もおっしゃいましたQRコードや顔認証による受付、AIによる運営支援による職員の負担が軽減され、災害情報アプリやIoTセンサーで避難所の状況把握や健康管理、物資提供が可能となります。

一方で、デメリットとして、システム導入維持に多額の費用がかかります。導入した自治体では、イニシャルコストで約3,000万円、年間ランニングコストで約300万円かかったと聞いています。また、高齢者が利用に不便を感じる可能性や、通信電力の障害時には、運営に支障が出るおそれがあり、さらには、サイバー攻撃による情報漏えいやシステム停止のリス

クもあるため、十分な対策が必要となってきます。

いずれにしましても、スマート避難所の導入には、住民の理解と協力が不可欠であり、費用対効果やリスクを十分に検討する必要があります。

以上のことから、現時点では導入を考えていませんが、引き続き、他自治体の先行事例について情報収集してまいります。

◎議長（大沢秀教君）　畠議員。

◎9番（畠　竜介君）　答弁ありがとうございました。こうした先進的な取組にはそれぞれメリットやデメリットがあるということは理解しています。特に住民の理解と協力が必要不可欠であるということは、答弁のとおりだと思います。

今回、現時点では導入しないということも理解しました。

コストも多額にかかるということで、八代市が導入されているはちパスというアプリの開発には3,300万円ほどかかったそうですが、デジタル田園都市国家構想交付金で50%の国交付金が使えたということを視察の成果としてお伝えしておきます。

要旨3です。市民向けポータルアプリの整備についてお伺いいたします。

市民の利便性を高め、行政との接点をより身近にするために、複数の行政サービスを一つにまとめたポータルアプリの活用が広がっています。八代市では八代ポータルというアプリを導入し、防災情報、ごみ出しの情報、イベント案内、施設予約などをまとめて提供しています。さらに、LINE連携も視野に入れ、住民の負担軽減と行政情報の効率的な提供に取り組んでいくということでした。

犬山市でも皆さんご存じのとおり、MaMaたすや、さんあ～る、マチイロ、てくてくなど、いろいろなアプリがあります。現在はそれぞれ独立して運用しているため、情報が分散しており、市民がなかなか情報にたどり着かないという声も聞くことがあります。

そこで、市民が行政の情報にすぐにたどり着けるための取組として、市民向けの行政アプリの導入など、現状の検討状況と今後の可能性についてお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君）　当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

[経営部長　井出君登壇]

◎経営部長（井出修平君）　ご質問にお答えします。

今、畠議員おっしゃいましたとおり、本市においても、ごみ分別アプリさんあ～る、子育て支援アプリMaMaたすなど、分野に応じて個別のアプリを導入しています。

平成29年度にポータルアプリの導入を検討した際には、個別に必要な機能だけを持つアプリよりも、ポータルアプリのほうが総費用が高額であったこと、そして個別に導入したアプリは、特定の分野に特化しているからこそ、使いやすい機能、デザインで作成されているため、導入を見送った経緯があります。

また、一般的に頻繁に利用するアプリでないと、スマートフォンからアプリを削除してしまうという傾向があり、自分が必要としない機能を多く含むアプリは、市民が利用を敬遠する可能性もあることから、行政情報の集約化や情報発信のツールとして、現時点ではポータルアプリは適さないものと判断しています。

しかし、本市としても、市民が必要な情報に容易にアクセスできるように、情報の発信と集約化については重要な課題と認識しています。

ホームページはプッシュ機能こそないものの、アプリ同様に、自らが知りたい情報を詳しく調べができるポータルサイトであることから、現在、これまで以上に利用者が必要な情報を簡単に探し出せるように、生成AIを活用したホームページの検索機能の導入について、研究しているところです。

今後も引き続き公式ホームページの情報の充実とともに、利便性の向上を図っていきます。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畠 竜介君） 答弁ありがとうございました。ポータルアプリは情報発信ツールとしては適さないという判断は理解しました。

しかしながら、情報の発信と集約化については重要な課題と認識していただいていることも分かりましたので、答弁に合った生成AIを活用したホームページ検索機能などを活用して、市民がより簡単に行政情報にアクセスできるようになることを期待しています。

続いて、要旨4です。DX推進の実行計画の必要性についてです。

犬山市では既にDX推進指針が策定され、デジタル化の方向性が、DX化の方向性が示されています。

しかしながら、これまでお尋ねしてきたように、DXはまちづくりの根幹的なことであり、庁内体制の整備はもちろんのこと、農業や商業、教育、観光、福祉など、犬山市の総合計画を下支えするようなものではないかと考えています。

現在のDX推進指針は、ビジョンは定められていますが、多岐にわたる市の政策について、具体的な事業スケジュールや数値目標を明記した実行計画の存在が不可欠ではないかと考えています。

今回、視察させていただきました八代市では、DX推進の考え方を単なる方針にとどめず、デジタル化推進基本計画として体系的にまとめ、目指すまちの姿、基本方針、重点取組分野、アクションプランといった具体的な計画に落とし込み、年に3回も全庁的に進捗管理を行っています。視察に伺った時点では、全部で60項目あったアクションプランについて、43個の事業が達成されており、職員の意識統一や事業のスピード感にもつながっていると感じました。

そこで、犬山市においてもDX推進指針の実効性をあるものとするために、八代市のようなデジタル化推進基本計画や、アクションプランを策定し、進捗を定期的に確認していく仕組みを構築していくことを提案しますが、当局のお考えをお伺いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

令和6年度に犬山市DX推進指針を策定した際に、計画として策定することも検討しましたが、DXの分野においては、新しい技術が次々と登場し、時間と労力を費やして策定した計画がすぐに陳腐化する可能性があるため、指針として策定したという経緯があります。

例えば、5年前にはほとんど耳にしなかった生成AIが、令和5年度以降に急速に進化し、現在では多くの自治体がChatGPTなど対話型生成AIを導入して業務の効率化を図っています。こうした状況を踏まえると、DXという分野においては、固定的な計画よりも柔軟性のある指針が適していると考えています。

また、本市においては、一般的に計画を策定するに当たっては、調査や審議のための専門の附属機関を設置し、市民アンケートやパブリックコメントを実施するなど、少なくとも1年以上の時間を費やしており、この分野では特に技術変化に迅速に対応する機会を逃しかねないことが懸念されます。

一方、議員ご指摘のとおり、DXを確実に推進するためには、事業の進捗管理を行うことも重要であると考えています。

そこで、計画という形式にはこだわらず、現行の指針の中で事業ごとの実現方針を定めて、進捗管理を確認していく項目を追加し、柔軟性と確実性を担保しながら、本市のDXを推進してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畠 竜介君） 答弁ありがとうございました。計画ではなく、指針のまま事業ごとの実現方針を定めて、進捗状況を確認をしていく項目を追加されるということは理解しました。

それについて早速ですけども、これについてはいつまでに追加をされるかということを最後に再質問でお伺いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

先ほど、ワーキングチームを構成することについてお答えさせていただきました。繰り返しになりますが、令和8年度にはDX推進事業を企画し、令和9年度からはその事業の実現に向けて取り組んでいきたいと思っています。したがって、令和8年度より進捗状況を管理できるよう、指針に反映させていただきます。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畠 竜介君） 答弁ありがとうございました。令和8年度から早速追加していただくということで、今後に期待しております。

続きまして、件名3、市内にある歴史文化資源についてお伺いをいたします。

要旨1、市指定文化財についてお伺いいたします。

犬山市には、皆さんご存じのとおり国宝が2件、重要文化財が18件、記念物が5件、さらに国登録有形文化財157件と、県内最多を誇るほど数多くの文化財があります。まさに文化財の宝庫と言えるまちだと思います。

一方で、市が独自に指定している市指定文化財については、直近の新しい新規の指定が平成21年の長篠・長久手合戦図であり、それ以降15年以上新しい指定は行われていません。

新しい指定がしばらく行われないということは、逆に言えばまだまだ市内には数多くの知られていない文化財が眠っている可能性があるということだと思います。今後の指定を進め

ることで、文化の多様性や継承をさらに充実させることができるのでないかと考えます。

そこで、新規指定が長期間行われていない理由や背景について、市のお考えをお聞かせください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

本市の文化財の保存及び活用と、歴史的風致の維持向上の観点から、国や県等の指定や登録と関連する整備事業等を重点的に進めてまいりました。

取組の実績としては、犬山城跡の史跡指定、国宝天守の耐震工事、犬山城全体の保存活用計画の策定、東之宮古墳の史跡整備、ヒツバタゴ自生地の公有化と保存活用計画の策定、犬山祭のユネスコ無形文化遺産登録、伝統的建造物の有形文化財登録、尾張富士の石上げ祭の県無形民俗文化財指定等で、これらを全力で進めてまいりましたので、市の指定すべきものの洗い出しや調査に人や時間が取れなかつたのが大きな理由であります。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畠 竜介君） 答弁ありがとうございました。多くの歴史文化資源があるゆえに、人や時間の確保ができずに指定が行われていなかった背景はよく分かりました。

しかしながら、さきに述べたように市内には数多くの知られていない歴史文化資源がまだまだあると考えております。多くの市民の皆さんに、歴史文化資源に対して理解を深めていただくためにも、今後新たに市の文化資産指定を進めてはどうかと提案させていただきますが、今後の方針や現在の取組について、再質問としてお伺いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

市内に存在する文化財のうち重要なものの保存及び活用を図るため、文化財指定をしていくことの重要性は理解しております。

一方で、文化財指定のプロセスは、通常、教育委員会が対象となる文化財の実態を踏まえ、有識者による調査を実施した上で、指定調書を作成し、指定の是非を、犬山市文化財保護審議会に諮問して、その答申に基づき、市長と協議の上指定するという流れになり、多くの時間を要します。

そこで、令和6年度の文化財保護審議会において、今後の市の文化財指定の方針について審議しました。

審議の結果、保護すべき市内の文化財を市民に周知し、理解を深めてもらうため、文化財指定すべきものの洗い出しを行い、重要なものについては順次調査を行い、指定の手続を進めていく方針を確認しました。

具体的な取組状況として、令和7年度は10月に第1回の文化財保護審議会を開催し、有形文化財の候補物件として1件の建造物の現地調査を行い、審議いたします。また、このほか

にも調査対象となり得るもの洗い出しを行う予定です。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畠 竜介君） 答弁ありがとうございました。文化財の指定には多くのプロセスや時間がかかるることは理解いたしました。歴史文化の薫るまち犬山として、多くの市民の皆さん郷土愛醸成のためにも、今回出ました大縣神社拝殿の調査や今後の調査対象についての洗い出しに期待をしています。

続いて、要旨2、地域の食文化についてお伺いをいたします。

犬山には1597年創業で、一子相伝で受け継がれてきた、かの徳川家康も愛飲したと言われている伝統的なお酒「忍冬酒」や、犬山藩初代藩主である成瀬正成が陣中食として考案したといわれている「げんこつ飴」など、地域の暮らしと結びついた食文化が息づいていると思います。

忍冬酒について言えば、昔は全国的にも多く作られていたようですが、現在は日本で脈々と作っているのは犬山のみということです。げんこつ飴に関しても、高度経済成長期が始まる頃までは、城下町にも16軒ほどの店舗があったそうです。しかしながら、現在は3軒のみとなっております。

これらは単なる商業活動ではなく、地域の歴史や暮らしを映す無形の文化として評価できるのではないかでしょうか。

さらに、ほかの自治体では、こうした食文化が地域資源として文化的に認識され、保存継承に結びつけられている事例もございます。例えば、兵庫県宝塚市では西谷地区に伝わるちまきの食文化、これが令和2年に市の無形民俗文化財に指定された上、文化庁の100年カードにも認定されました。ナラガシワとヨシの2種類の葉で包むという独特の製法や、高い保存意識から保存会が設立され、後継者の育成や体験会が行われているなど、地域文化の活用と継承のよい事例となっています。

こうした取組は単に食文化を守るだけでなく、地域の誇りや住民の参画を引き出し、将来的には観光や発信力にもつながっていくと考えます。

文化財の保護の役割は、残された者を守ることにとどまらず、今まさに失われかけている地域の技術や文化を掘り起こすことにもあると考えます。こうした観点から、犬山市でもそうしたお酒の技法や郷土菓子など、潜在的な食文化資源をどのように捉え、評価、継承に生かしていくのか、市としての考え方、将来的な方向性についてお伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

[教育部長 中村君登壇]

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

忍冬酒やげんこつ飴については、その醸造技術や製造技術が文化財の類型の中では無形の民俗文化財に分類されるものと考えられます。

これらの食文化あるいは生活文化など、現時点では価値づけが定まっていない分野や、学術的な蓄積がまだ十分ではない無形の文化財に関しては、文化財保存活用地域計画の取組の

中で実態を把握し、それぞれの特性に応じた継承を促進したいと考えています。

令和5年7月に国の認定を受けた犬山市文化財保存活用地域計画においては、従来の文化財の枠には収まらない、地域の人々が大切にしてきた犬山の歴史文化を形成する資源を歴史文化資源と定義し、保存活用を図ることとしています。

この計画の中では、忍冬酒を、風土に育まれた伝統産業という関連文化財群を構成する歴史文化資源の一つと捉えています。

また、げんこつ飴は、犬山城下町で創業100年以上の3軒が現在も作り続けている郷土菓子の一つで、犬山市民のみならず、周辺地域の人々にも愛されています。

忍冬酒やげんこつ飴をはじめとした伝統産業や食文化は、郷土愛を育む重要な基盤であると考えていますので、ほかの歴史文化資源とともに、犬山市文化財保存活用地域計画の取組の中で、保存活用と合わせ、その存在と魅力を広く紹介する方法についても検討してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 畑議員。

◎9番（畠 竜介君） 答弁ありがとうございました。こうした伝統的な技術や食文化というのは、観光などの魅力向上だけにとどまらず、市民の誇りと郷土愛を育む重要な基盤だと考えています。

時代の変化により、その継承が難しくなる可能性がある中、市指定の文化財を洗い出す際にも、ぜひこうした無形の文化財という視点も取り入れて議論をしていただくことを期待して、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 9番 畠 竜介議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声起る]

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時38分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

議員各位に申し上げます。3番 増田修治議員から一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） 3番、創犬会、増田修治です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告をさせていただきました4件について一般質問を始めさせていただきます。

まず、件名1、熱中症とエアコンについてです。

昨今の報道でも言われておりますが、真夏の気温が40度を超える日も珍しくなくなってきた。毎日のように熱中症警戒アラートが発令されますし、昼間に外を歩くと焼けるような暑さであったり、外出を控える人も多くいることと思います。

今年は6月頃から熱中症警戒アラートが発令し出し、9月に入っても、本日は雨ですけども、まだまだ暑い日が続きまして、もはや春や秋というような季節がなくなってしまったんじゃないかなというぐらいの日常となってきております。

そして、このような暑い日々を乗り切るには、空調やエアコンというものが非常に重要であり、今やどこの家庭にも取り付けられているでしょうし、生活必需品となってきております。

そこで今回は、熱中症についてと、エアコンについてを一般質問として挙げさせていただきたいと思います。

まず、要旨1です。熱中症搬送について。

先ほどのとおり、現在のように猛暑が続く中ですと、熱中症の疑いによる救急車の出動もあることだと思います。そして、年々暑さは増してきております。

そこで、まずは要旨1として、熱中症の疑いによる搬送の件数を、ここ数年の推移と合わせてお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

過去3年の熱中症疑いも含みますが、救急件数につきましては、令和4年が59件、令和5年が71件、令和6年が70件であります。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。やはり結構の件数の方が、熱中症疑いで搬送されていることが分かりました。本当に危険な暑さが続く日々ですので、無理をせず暑い日は外出を控えるなどして、対策をしていただければと思います。

それでは、続いて要旨2、屋内熱中症についてです。

先ほどの要旨1では熱中症全体をお伺いさせていただきましたが、屋内熱中症というような事例も、昨今よく聞かれるようになってきました。これはよく言われるのは、エアコンなどを適切に使用しないことにより、室内温度が上昇、そして熱中症になってしまうといった事例であったりします。

実際ここまでカンカン照りの日が続いたりすると、エアコンをつけないと、どんどん室温が上昇してしまって、気づいたら熱中症になっていたということにもつながります。特に昨今は電気代が高くなったりして、節電意識からつけなかつたり、また高齢になると暑さを感じにくくなったりしてつけないというようなこともあります。こういった形で適切にエアコンを用いないといったこともあるというふうに聞きます。

そこで、お伺いいたします。先ほどの要旨1の中で、屋内熱中症疑いといったケースはど

の程度あるのかお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

過去3年の住宅室内における熱中症救急件数につきましては、令和4年が16件、令和5年が23件、令和6年が30件であります。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。数字を聞くと、やはり室内においても、熱中症になるケースは潜んでいるようですし、年々増加しているように思います。その中でも先ほど挙げましたように、住宅においては、エアコンの使用を節約したことを原因とするケースも全国的にはできてきており、今はやエアコンは心身を健康に保つためにならぬ設備となってきております。暑い日を乗り切るためにも、エアコンを適切に使用していただけたと幸いです。

それでは、要旨3のほうに移ります。

ここで少し熱中症の話から外れて、当市が取り組んでいる省エネ施策について質問をしていきたいと思います。

当市においても、地球温暖化対策設備導入費補助金であったり、家庭からの二酸化炭素の排出量を削減し、地球温暖化防止を推進するために設けられている高効率給湯器補助金などを設けて、家庭から出るCO₂排出量の削減を図って、地球温暖化対策に取り組んでいることだと思います。

こうした制度は、愛知県としても推進をしており、当市も県補助金等を活用しながら、ゼロカーボンシティを目指し、取り組んでいることだと思います。以前、私の一般質問で環境施策で注力して力を入れている項目というのを伺った際に、公共施設への再生可能エネルギーの導入やLED化補助金等を通じて、市民への省エネルギー機器の普及拡大を進めて地球温暖化対策を図っていき、2050年にゼロカーボンシティを目指すというような答弁をいただきました。

ここでお伺いいたします。特に市民に対しての省エネ普及の部分についてですが、確認の意味も含めて環境負荷を抑えるために、市民に対して訴求していることや、取り組んでいることがあればお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

省エネ普及のため、市民に対する環境負荷を抑えるための取組についてですが、住宅用太陽光発電施設や蓄電池の設置、ZEH住宅などに対する住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金、既存住宅の高効率給湯器への取替えに対する住宅省エネ改修支援補助金、電気自動車、EVですね、や水素などの燃料電池で発電し、走る燃料電池自動車の導入に対する補助とし

て、次世代自動車導入補助金があります。

これらの補助金のほか、毎年実施している環境イベントの参加者に対して、地球温暖化防止及び省エネの重要性について周知、啓発を実施しております。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。ここで改めて先ほどの訴求補助金の趣旨について、もう少し深掘りして再質問をさせていただこうと思います。

現在、高効率給湯器やZEH、電気自動車などを推進するために、こうした補助金を設けて設置推進していることだと思いますが、この補助金に該当している設備は、どういった趣旨の下、選定をされているのでしょうか。当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

[経済環境部長 小池君登壇]

◎経済環境部長（小池信和君） 再質問にお答えします。

いずれの補助対象設備についても、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化の防止を推進するための設備等を選定しております。

住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金については、愛知県との協調補助となり、愛知県が選定した補助対象設備として、太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、燃料電池、蓄電池などがあります。

住宅省エネ改修支援補助金については、国が実施する補助事業で対象としているエコキュートですとか、エコジョーズなどの高効率給湯器を対象としております。

また、次世代自動車導入補助金については、環境基本計画において普及を図るものとして定めている電気自動車や燃料電池自動車を選定しております。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。答弁のとおり、環境負荷に対して現在選定されている設備は有効なものであると、私も考えております。ですが、より環境負荷に対して効果のあるものもあるのではないかと考えております。

ここで、冒頭の熱中症の話も盛り込みながら、次の要旨へ移りたいと思います。

要旨4、高効率エアコンについてです。

先ほどの要旨1、要旨2の際にもありましたけども、昨今の温暖化に対して、熱中症にならないようにエアコンの利活用を推進しております。そして、先ほどの答弁でもあったように、室内熱中症のリスクも非常に高いと思います。ですが、古いエアコンは多くの電力を消費しているとともに、老朽化に伴い効率も悪くなり、エアコンが効かないであったり故障リスク、またかびやほこりがたまることでの空気への悪影響もあります。また、以前普及していたR22冷媒対応のエアコンは環境負荷が高いため、2020年より製造中止とされていました、古い冷媒ガスは世界的に規制対象となっております。

ここで、添付資料をご覧いただければと思います。

まず、1枚目、家庭内における電力消費量のグラフとなっております。これを見ると、家庭における消費量の多くはエアコンとなっております。これはまた数年前のデータですので、

現在はさらに使用量も増えていることも考えられ、より電力消費が増えているのではないかなどと思います。

また、エアコン2027年問題といったものも取り出されております。これは2027年度から家庭用エアコンの省エネ基準が大幅に見直され、新たな省エネ基準をクリアできないエアコンの製造販売ができなくなるといったものです。この改正は15年ぶりの大変大きな改正となっていまして、現在販売されているエアコンでも、その大半がこの新基準を満たしていないというふうに言われております。

もう一つの添付資料が改定後の基準値という形の表になっているんですけど、最大で30%以上の省エネ性能の改善が求められておりまして、家庭用エアコンの高性能化とともに、さらに高価格化へと拍車をかけ、今まで手頃な価格で買えていたエアコンが買えなくなるのではないかというようなことも危惧されております。

この改定の大きな理由は、先ほどの要旨の中でもあった2050年カーボンニュートラル目標に向けたものであり、環境負荷の大きいエアコンは、さらなる高性能化が求められるといった実情があって、エアコンが身近な家電から、ちょっとしたぜいたく品になっていくことも考えられます。

ただでさえ最近ニュースでも出ていますけども、室外機だけ盗むといった被害も出てきているほど、エアコンに用いられている銅とかそういった金属も高騰して価格が上がってきています。今やエアコンは生活必需品であり、健康に生きていく上でも必要不可欠なものとなっている中、こうした改定などが行われて、さらに価格高騰となってしまうと、環境負荷が高い古いエアコンの買い替えも進みにくいでしょし、改定前の駆け込みの買い替えなども予測されます。

当市には、環境施策として、先ほど言われたZEHや高効率給湯器の補助なども設けており、これらの普及を図っておりますが、地球環境のことを考えると、古いエアコンは効率も悪く、現在の基準と比べて環境負荷が非常に高く、温暖化とも直結しており、現実的に高効率エアコンに補助を設けるほうが、各家庭の普及率、使用頻度の問題から、環境にはいいのではないかなと考えます。

ここで、愛知県内の他自治体の事例となりますけども、名古屋市では在宅高齢者エアコン設置費助成事業といった、高齢者に対する熱中症対策の側面からの補助であったり、知立市や江南市は、地球温暖化対策として、省エネ家電製品買い替え促進補助金といったものが設けられております。

そこでお伺いいたします。先ほどのように今後、省エネ基準もより厳格化される上に、昨今のエアコンの役割を考えますと、当市としてもこうした高効率エアコンの普及推進をしていくことは、カーボンニュートラルや健康上の理由からも重要であると考えます。環境の側面からだけではなく、熱中症対策や高齢者家庭への普及、また2027年に向けた部分からも、今からでもこうした補助制度の拡充等も検討してはどうかと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

小池経済環境部長。

〔経済環境部長 小池君登壇〕

◎経済環境部長（小池信和君） ご質問にお答えします。

議員ご提案のとおり、エアコンは家庭内における電力消費量の多くを占めており、高効率のものに取り替えることは、家庭内での電力使用量及び二酸化炭素排出量の削減につながるものと考えます。

現在のところ、エアコンの取替えに対する補助制度の創設は予定しておりませんが、国や他の自治体をはじめ、社会情勢を注視し、犬山市として、ゼロカーボンシティの実現に向けた地球温暖化対策を推進するため、現行の各補助制度がより効果的なものとなるよう、適宜見直しを行ってまいります。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。国や県の動向もあるかと思いますが、実際に熱中症で搬送されている方もいる中で、少しでも健康に過ごしていくために、またゼロカーボンシティの達成をしていくためにも、高効率エアコンが普及していくことは大切であると考えます。

こうした制度をぜひ前向きにご検討いただき、環境負荷を抑えつつ、健康な生活を提供できるように推進していただければ幸いです。

続きまして、件名2のほうに移りたいと思います。件名2、公共施設等総合管理計画についてです。

以前も何度かにわたって、この議題については挙げさせていただきました。前はインフラクライシスといったテーマであったり、公共建築物の点検についてといった形で質問をさせていただきました。何度も繰り返し行っているテーマではありますが、この課題は、何年後、何十年後に各地の行政にとってかなり大きな課題になり得ます。

そこで、今回、創大会にて熊本県天草市に視察に行き、公共施設等総合管理計画、公共施設再配置個別施設計画について伺ってまいりました。

その天草市ですが、先日、豪雨災害に見舞われ、多大な被害が発生をいたしました。一日も早い復興を謹んでお祈り申し上げます。

それでは、今回、天草市ですけども、平成18年に2市8町が合併した自治体であり、人口は約7.5万人、面積は683平方キロと、当市に比べても広大な面積の町です。そして、合併しているということもあり、公共施設の数が膨大であり、またその施設の約7割が法定耐用年数を超えるというような現状があります。

また、人口減少も急速に進んでおり、財政状況もより厳しくなることから、公共施設の再配置や統廃合、この辺りを積極的に推し進めている自治体です。私も天草市の現状を伺いながら、人ごとではなく、未来の当市を見ているようで、この課題については、私も今まで取り上げてきた以上に問題意識を高く持ち、解決策を模索していかなければならないなと思った次第です。

そこで、まずは要旨1、法定耐用年数超過施設についてです。

天草市では法定耐用年数超過建物が、令和12年までに1,033施設、全体の77%にも上るということを伺いました。あまりにも膨大な数の施設であり、安全面からも今後、建て替えな

のか大規模改修なのか、廃止なのかを考えていかなければならぬ節目に来ております。

そこでお伺いいたします。当市においては、法定耐用年数を超過する公共施設の数、割合がどの程度なのか、令和12年を起点にお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

公共施設には複数の建物が含まれているものもあり、その建物ごとに建築年数が異なる場合があります。このため、犬山市公共施設管理システムにより管理している情報を基に、施設の主となる建物を基準にしてお答えします。

現在、システム登録されている公共施設は209施設となります。このうち、令和12年度末に法定耐用年数を超過する公共施設は、136施設で、全体の65.1%に当たる見込みです。

なお、法定耐用年数は、建物の減価償却を行う際に用いられるもので、減価償却資産の耐用年数等に関する政令で、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造といった構造などに応じて個々に定められています。建物の老朽度を測る基準ではなく、法定耐用年数を超えているからといってすぐに危険性が高くなるものではありませんが、築年数を比較する上で一つの指標として捉えることができると考えています。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。当市においても昭和40年から50年頃に建築された建物は多いと思いますし、全体の6割超といった数字は予想していたとおりといったところですし、当然もう5年たった令和17年には、この比率は高くなっていることとも思います。

以前の一般質問では、予防保全の観点を取り入れて、計画的な判断を進めていくといった回答をいただきました。確かに今後も使用していく施設に対しては非常に重要な観点であろうと思います。ですが、施設の利用頻度や今後のメンテナンス費なども加味した上で、再配置や統廃合も必要になってくると思います。

そこで、要旨2、ポートフォリオ評価についてです。

天草市では、ポートフォリオ評価といった評価を、ハードとソフト両側から見た様々な観点から数値化、図化し、A B C Dとランクづけをして、基本的にD判定となったものは廃止を行っていくといった手法を取られております。

また今後、廃止予定の施設については、改修等を行わず、安全上問題が生じた場合は直ちに廃止を行うよう進めています。

そこでお伺いいたします。当市においても次回の令和9年頃から着手する予定である、次期公共施設等総合管理計画において、こうした公共建築物のポートフォリオ評価を盛り込み、施設再配置、統廃合なども含めて積極的に活用してみてはどうかと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

[経営部長 井出君登壇]

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

公共施設を総合的に評価し、ランクづけを行うポートフォリオ評価手法は、客観的な評価に基づいて施設の方針を明確化できる点で有効な手法であると考えており、本市におきましても、令和3年度から既に導入しています。

当市では、公共施設管理システムを活用して、施設カルテを作成しており、毎年度、公共施設の所管課において、建物の劣化度や管理といった管理者視点の評価に加え、立地環境度や活用度といった利用者視点の評価を行っています。

これらの評価結果は、施設カルテの中にマトリックス表として図化され、利用検討、維持継続、更新検討、用途廃止の4つの方向性のいずれかに分類されます。しかしながら、これは施設を機械的に簡易に評価したものであることから、必ずしも分類された方向に進めるというわけではなく、あくまで施設の在り方を検討する際の参考指標として活用しています。

公共施設等総合管理計画を策定する際には、既に導入しているポートフォリオ評価を引き続き活用し、施設の更新や統廃合、再配置の検討に取り組んでまいります。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。当市でも取り組んでおられるということですので、こうした基準を用いて今後の施設管理計画に生かしていただければと思います。

それでは、この内容に引き続きという形ですが、要旨3、超長期計画案についてです。

こちらも天草市が策定していたものなのですが、天草市では将来更新費用推計を今後40年という非常に長いスパンで計画を立てられておりました。私も以前、一般質問の中で述べさせていただきましたが、住宅においてでも30年ほどのライフサイクルコストを概算で出して、何年後にはこういった改修が必要で、およそこの程度の予算は必要であろうといった概算計画を立てます。こうした計画の下、30年間の間にどの程度の費用が必要であるのか。また、どんな改修がいつ必要かといったことがつかめると思います。

天草市は、これについて非常に長いスパン、予測を立てられており、現実的に未来の建築のコストを財政としても勘案しております。

当然、建物は建築したとき、改修したときからだんだんと老朽化していき、生涯ほったらかしてはいけない、何もしなくてよいといったことはないと思います。ライフサイクルコストを加味することは、非常に現実的な視点ですし、廃止などを考えていかなければならぬといった指標にもなると思います。

また、将来コストの上昇率やインフレ等も加味しながら策定していくことで、様々な長期計画の策定の際の参考にもなると思います。

そこで、お伺いいたします。このような超長期計画も、次期計画では策定加味してはどうかと思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

[経営部長 井出君登壇]

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

本市における公共施設の整備に関する計画としては、令和2年度から令和3年度にかけて、施設ごとに個別施設計画を策定しており、その計画において、中期計画、長期計画、超長期計画を示しています。

各計画における設定期間については、中期計画は令和12年度まで、長期計画は令和22年度まで、超長期計画は令和32年度までとなっており、各計画において定めているのは定期診断、定期修繕、建て替え検討などの基本方針のみとなっています。そのため、改修や建て替え、施設解体に必要な概算費用は算出していません。

ご提案のとおり、将来更新費用を踏まえた公共施設の超長期計画を定めることで、長期的な財政負担を見る化し、将来世代に過度な負担を残さない計画的な施設更新が可能となることや、人口減少や利用需要の変化を踏まえて、施設の再配置を検討する際の客観的な指標となることが期待できます。

一方で、長期になればなるほど試算が難しくなり、計画と実情との乖離が生じやすくなることから、計画そのものの信頼性が低下する側面もあると考えています。

いずれにしましても、ライフサイクルコストの算出は、公共施設の統合・廃止といった再配置を検討する上で有効な指標になるとを考えていますので、次回の公共施設等総合管理計画の見直しに合わせ、研究を進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。こういった公共施設が負の遺産にならないためには、後世にどういった施設がどういった状況で、いつ頃にこの程度の予算や改修が必要であるといったライフサイクルコストを伝えていくことは、非常に重要であると考えております。

当然、その頃には人事も大幅に変わっているでしょうし、予算の乖離もあるとは思いますが、問題を置き去りにしないためにも、概算計画としてでもこうした課題を可視化して、この施設をいつまで使うのか、そして不要だと判断したものは廃止したり、大がかりな改修や計画が必要そうなものは積立計画を立てたりして、未来の現実的な行政運営を図っていけるようになればと思います。

それでは、続いて、件名3のほうに移ります。件名3、橋爪・五郎丸地区計画についてです。

さて、先日、橋爪子ども未来園と五郎丸子ども未来園が、大変盛況の中、お別れ会を開催いたしました。そして、この両園は惜しまれながらも解体され、これから公園へ生まれ変わろうとしております。

また、公園の計画については、未来の公園デザインラボで活発な意見交換がなされ、わくわくするような公園計画案が出ておりました。これからこの公園を起点として、この橋爪・五郎丸エリアはますます発展していくことと期待をしております。

そして、この橋爪・五郎丸エリアには地区計画があり、低層住居エリアや県道沿いは2種住居にしたりして、小規模店舗が出店できたりするようになっております。

そこで、まず要旨1、進捗計画についてです。

この地区計画の中には、道路の計画もあり、特に旧橋爪子ども未来園のところは、添付の

図でいう青い道路計画で、そこから紫の道路になり、県道へと抜けられるように計画がなされています。

今まででは未来園があったこともあり、未来園周辺は割と狭小な道路でしたが、これから公園になるということで、セットバックなどをして道路が広がる等の計画もあるのかなと思いますが、この辺りの計画の進捗、また今後の計画についてどういった形なのかお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

橋爪及び五郎丸子ども未来園の跡地は、地区計画において、公園として整備する土地となっていることから、令和6年度に実施した橋爪・五郎丸地区計画公園づくりワークショップの内容に基づき、今年度実施設計を行っています。

令和8年度には、2つの公園を整備する予定です。具体的には、橋爪子ども未来園の跡地は、広さを生かし、老若男女が憩える多目的公園になります。また、五郎丸子ども未来園の跡地には、東西の長さや高低差を生かし、自然や未来を感じる公園になります。

公園敷地に接する地区計画道路の計画としては、橋爪子ども未来園の跡地では、敷地東側に幅員7メートルの道路、西側に4メートルの道路が計画されており、公園整備と合わせて、敷地の一部を利用して道路を整備する計画はありません。

一方、五郎丸子ども未来園の跡地においては、敷地東側に幅員7メートルの道路、敷地西側に幅員4メートルの道路が計画されています。

このうち西側の道路を計画どおりの4メートルの幅員で整備することで、主要地方道春日井各務原線までのアクセス機能の向上が期待できることから、公園敷地の一部を利用して、公園整備と合わせて、地区計画道路を整備する計画です。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。現在の状況と今後の展望について概要が分かりました。

それでは、次の要旨に移ります。要旨2、計画の改定についてです。

現在、ホームページに記載してある私の添付資料の計画図ですが、少し前の地図を基に作成をされており、この頃と比較して地区計画地内に新しい住宅団地ができたり、新しい道路ができたり、また新未来園ができたことで、交通量の変化などもあるかと思います。一番最初に計画された年から結構な年数が経過しておりますが、令和4年に一部改定はされておりますが、こういった事情などを加味した計画の見直しや改定、補正などは行わないのか、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 質問にお答えします。

橋爪・五郎丸地区計画は、地域住民と意見交換を重ね、道路、公園の配置や、建築物などに関する制限などについて、平成16年に都市計画決定をしています。

令和4年の計画変更は、地区に接する都市計画道路の名称変更に伴うもので、基本的な内容は当初から変更しておりません。

現在はこの計画に基づき、道路や公園の整備を進めており、建築物なども地区計画に沿った住宅等の立地が進んでいることから、現状において計画変更する考えはありません。

地区計画の概要をまとめた橋爪・五郎丸地区計画のあらましにある図面については、都市計画を決定した平成16年の図面を使用しています。

現時点において、地区計画道路と公園の配置を変更する予定はないため、図面の修正は行いません。また、基本図のみの修正も考えていません。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。私も付近に在住しており、この計画の終えんがいつになるのか、また計画当初の平成16年から見ると、20年以上経過しており、当初図面の町並みとも変わってきており、こうした部分は反映されないのかなと思い、質問をさせていただきました。

新しく越してきた方も多い地域であり、分譲会社も活発に宅地販売を行っているエリアです。今後も公園ができることで犬山市内において、より人気エリアになっていくのではないかと思います。この地区は犬山の中でも活発に土地が流動している地域もありますので、地区計画を推進していただければ幸いです。

それでは、続いて件名4、まちの安全についてです。

要旨1、道路通行の安全について。

昨年、自転車の通行帯が県道64号の部分にできました。また、当市では自転車活用推進計画も策定されていますし、自転車を利用している方も多いと思います。

自転車の通行は特に違反等はありませんが、警察の推奨する交通ルールでは、車道の左側を通って通行してくださいといったような指導があります。道路状況により異なる部分もあるかと思いますが、車で走っていても、自転車が車の進行方向と一緒に進むのが運転もしやすく視認もしやすいので、安全であるかなと思います。

そこで、まずお伺いいたします。当市においては自転車で中学校に登校されているお子様たちも多いですけども、学校では自転車の通行指導をどのように行っているのか、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

[教育部長 中村君登壇]

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

自転車は、その高い利便性の反面、速度差の大きな自動車の走っている車道を走ることから、重大な交通事故に巻き込まれるリスクがあり、また、身体を守るものとしてはヘルメットとなることから、極めて安全に注意して使用することが求められる車両です。

中学校では、通学で自転車を使用する生徒もいることから、自転車の乗り方や交通ルール

などをテーマとした交通安全指導を各校で実施しており、取り組み方に違いはありますが、1年生または全学年を対象に、愛知県警の交通安全教育チーム「あゆみ」により、実技を取り入れた講演をしていただいたり、愛知県警の自転車専門部隊「B-Force」による講演や実演をしていただいたりしています。

小学校においても、各校の交通安全教育の中で、自転車の安全な乗り方指導などは、どの学校も3年生を対象に含め、実施しています。

こうした交通安全に関して学ぶ機会においては、犬山警察署の協力や、愛知県警の資料を用いながら実施しているところです。

今後も警察との継続した連携により、交通ルールの理解やマナーの向上を図り、自転車の安全な使用について適切に指導を行うことで、児童生徒の安全確保につなげてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。警察の方も協力して、小中学生の皆様に啓発をしていただいていることが分かりました。

自転車の毎日の運転の慣れのうちに、そうした学びが薄れていくこともありますので、交通事故のないよう、引き続き啓発をしていただければと思います。

それでは、続いて再質問をいたします。

外国の方も多くの方が自転車を乗って通勤等をされていることだと思います。外国の方への自転車の交通ルールや安全の啓発については、どのようにされているのかお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） 再質問にお答えします。

外国人への自転車の交通ルールの啓発に関しては、主に犬山警察署で実施しています。

啓発方法について、犬山警察署へ聞き取りをしたところ、市内の日本語学校や企業などの依頼を受けて、年に数回訪問し、講話をを行っているとのことです。講話では、多言語対応のDVDやチラシを活用して啓発を行っています。

一方、市では、自転車保険の加入義務や、ヘルメット着用の推奨に関する情報を多言語情報誌へ掲載し、昨年度には外国人世帯全戸に郵送しました。

また、今年度は出入国在留管理庁が作成した、自転車を含む交通ルールに関する動画のリンクを市ホームページに掲載しています。

令和8年4月からは、道路交通法の改正により、自転車の青切符制度も開始されるため、今後も犬山警察署と連携し、外国人も含め自転車の交通ルールや安全の啓発に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） ありがとうございます。これは車を運転している方というよりは、自転車を運転している本人がけがをしないように推奨されているものと思います。警察の方とも連携して、生活している皆さんの安全を守っていただければ幸いです。

これからも事故等ないよう、こうした訴求にも当市も力を入れていただければ幸いでござ

います。

それでは、続いて要旨2に移ります。防災協定についてです。

当市においては、多くの企業や団体と防災協定を結んでいることと思います。こうした協定では、食料品の提供や、物資の供給、人員のサポートや、避難所の提供などが多岐にわたり、多くの企業や団体の皆様のサポートをいただいております。

もし万が一災害が起きた際には、非常に力になっていただけることだと思いますし、市の安心のためにも重要なことで、これからも協定を結ぶ企業や団体様とは、密接につながっていければと思います。

そして、犬山市では毎年、エリアを変えながら総合防災訓練も取り組んでおり、地域の方々への防災意識の醸成などに生かしていることと思います。こうした訓練は、頭の中での知識だけではなく、実際に見て触れて体感することで、より実感を生みますし、これからも取り組んでいただきたい事業だと思います。

こうした協定を結ぶ企業や団体等と防災協定を結び、連携強化を図っており、避難所に指定をされている企業もありますが、私の近所の方も、その企業敷地内に入ったことがないといった声も聞いたことがあります。

ここでお伺いいたします。こうした企業と協定を結び、避難所としていたりするのであれば、避難所を開放していただいたり、合同訓練などの開催はないのか、当局の見解をお伺いいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

毎年秋に実施している総合防災訓練において、災害協定を締結している企業や団体に、ブース出展や炊き出し訓練などへの参加を依頼し、災害時に備え、平時からの連携を図っています。

総合防災訓練では、毎年約20団体がブース出展しており、体験コーナーや防災グッズの展示、活動紹介などを通じて、訓練参加者に対し幅広い防災啓発活動を行っているところです。

また、合同訓練などの活動については、福祉避難所開設訓練や、ボランティアセンター開設訓練、ペット同室避難所開設訓練の各訓練を、協定締結団体と合同で実施しています。加えて今年6月に倉曾地区住民を対象に実施した土砂災害に強い地域づくり活動では、エナジーサポート株式会社の協力の下、市の指定避難所である同社の施設を会場として使用しました。

ふだんは施設内に入ることができないため、訓練に参加した地域住民が、改めて避難所の確認を行う機会にもなりました。

◎議長（大沢秀教君） 増田議員。

◎3番（増田修治君） 答弁ありがとうございます。実際に協定を結んだだけでなく、協定を結んだ企業や団体の方と少しでも関われたり訓練に挑めたりしたら、よりこうした協定も強固なものになって、安心なまちになっていくのかなと思いました。

多くの企業や団体も加盟している協定ですので、平時より有益な関係を築き続けられることができますと存じます。

今日は空調から公共施設やまちづくり、安全についてお伺いいたしました。

特に夏場などは高温となっており、真夏の暑いときや極寒のときに災害が起きた際はどうするべきかなども考えて、災害対策やまちづくりも考えていかなければいけないと思います。

これから南海トラフなどの大規模な災害が起こるとも言われております。現在も様々な対策を講じていただき、安心であるかと思いますが、新しい技術や考え方もどんどん出てきております。災害が起きた際に、時代に合った迅速な対応が図れるような制度や体制に期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 3番 増田修治議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時まで休憩いたします。

午後1時48分 休憩

再開

午後2時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

6番 島田亜紀議員。

◎6番（島田亜紀君） 6番、公明クラブ、島田亜紀です。議長のお許しをいただきましたので、通告いたしました2件について、順次質問をさせていただきます。

私は、昨年6月にがん検診の必要性をこの場で訴えさせていただきました。それをきっかけに、自覚症状はありませんでしたが、検診を受け、その結果、乳がんが左右2か所に見つかりました。予想外の結果で大変驚きましたが、検診を受けたことによって、命をつなぐことができたのです。幸いにも転移はなく、多くの方々の励ましと支えのおかげで元気に戻つてくることができました。この場をお借りして深く御礼申し上げます。ありがとうございました。

改めて早期発見の大切さを心から実感いたしました。もしあのとき検診を受けていなければ、そう考えると今でも胸が詰まります。私は1か月間の入院生活の中で痛みに耐えながら、がんと闘う多くの方々と励まし合い、忘れられない大切な日々を過ごしてきました。

残念ながら帰らぬ人となった方もおられます。その方がもっと早く検診を受けていればと言われたことが心に残っています。検診で救える命がある。その事実を伝え、この苦しみを一人でも未然に防ぎたい、その強い願いを込めて、本日は件名1、女性特有のがん検診について質問いたします。

がんは早期発見、早期治療が何よりも大切であり、そのためには定期的な検診の受診率を高めていくことが重要です。そこで、要旨1、受診率について。

1点目は、乳がん検診、子宮頸がん検診について、過去3年間の受診率の推移とその傾向についてと、2点目は、令和6年度における年齢別の受診率の推移と傾向についてお尋ねい

たします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求める。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） まずはお帰りなさい。島田議員のご質問にお答えをいたします。

乳がんは40歳以上の女性、それから子宮頸がんは20歳以上の女性を対象として、1人につき2年に1回の検診を実施しておりますが、お尋ねの受診率につきましては、当市で確認することができる国民健康保険の加入者の状況、こちらを申し上げたいというふうに思います。

初めに、乳がん検診の受診率ですが、令和4年度は20.4%、令和5年度は22.2%、令和6年度は23.0%で、次に、子宮頸がんの受診率ですが、令和4年度は14.6%、令和5年度は14.6%、そして令和6年度は15.8%となっておりまして、いずれの検診も微増傾向ということになっております。

また、令和6年度における年齢別の受診率ですが、まず、乳がん検診は40歳代は21.1%、50歳代が19.6%、60歳代が25.4%で、子宮頸がんの検診ですが、こちらは20歳代は7.8%、30歳代は12.5%、40歳代は16.6%、50歳代が15.0%、そして60歳代が18.9%となっておりまして、対象の範囲の広さもありますが、特に子宮頸がん検診では、若年層の受診率が低くなっています。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亞紀君） 答弁ありがとうございました。乳がん、子宮頸がん検診の受診率は、ここ数年間で、1から2.5%の微増にとどまり、年齢別ではばらつきがあり、特に子宮頸がん検診が若年層で低いということが分かりました。

犬山市におきましても、乳がん検診については40歳以上の女性、子宮頸がん検診は20歳以上の女性を対象に、それぞれ2年に1回受けられます。今年はがん検診を受診する機会のない方を対象に、医療機関での個別検診は6月2日から12月26日に、また集団検診は7月と10月に設けられています。しかし、受診率向上にはつながっていないという課題があることが分かりました。

どの自治体もがん検診の受診率向上に向け、様々な取組をしております。例えば、名古屋市や豊山町では500円、ワンコインがん検診を導入、この取組によって、市民が受けやすい、負担が少ないと感じるようになり、ワンコインなら受けてみようという背中を押すきっかけとなっております。犬山市においても、受診率向上に向けての一つの取組として、ワンコインがん検診の導入を提案いたします。

要旨2、ワンコイン検診の実施について2点伺います。

1点目は、乳がん、子宮頸がん検診の令和7年度の自己負担額はそれぞれ幾らか。

2点目は、受診率向上のため、ワンコインでの実施ができないか、市の見解をお伺いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求める。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えします。

まず、がん検診には医療機関で実施する個別検診と公共施設などで実施する集団検診があり、個別検診での自己負担額は、乳がん検診、子宮頸がん検診ともに1,700円で、集団検診での自己負担額は、乳がん検診、子宮頸がん、こちらもともに1,000円となっております。

75歳以上の方や生活保護世帯の方、あるいは市民税非課税世帯の方は自己負担が不要、ただということになるほか、国民健康保険に加入されている方は半額になりますので、もし国民健康保険に加入されている方が集団健診、こちらをご利用になると、議員がおっしゃったワンコインの500円での受診が可能となっております。

なお、ご提案の自己負担の引下げ、ワンコインの検診ということですが、議員おっしゃるように、確かにある程度は受診率の向上につながる策だというふうに思いますけれども、限られた財源であるということと、他の施策とのバランスを考慮した応分の受益者負担は必要だというふうにまず考えております。

この点が一つと、それよりもより効果的な案内によって受診の機会、こちらを見逃さないようにすることであったり、自分自身とご家族のために受診のメリット、受けたら早く見つかるというようなメリットということはもとより、一旦がんを患ってしまうと、経済的に大きな負担がかかるかと思いますし、場合によっては生活が一変してしまうと、そういったリスクを知っていたらどうのことのほうがまずは先だと、重要だというふうに考えておりますので、これらの点から、少なくとも現時点では引下げを行うという予定はありません。

ただ、お尋ねのがん検診に限らず、様々な健診で受診率の向上ということが課題となっており、受診率の高い他の団体の手法を研究するなどして、市民の健康保持につながる取組を考えてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。国民健康保険に加入されている方は集団検診ご利用になれば、ワンコインの500円で受診できますと、もっとアピールしていただけたらと思います。市民の健康保持につながるさらなる取組を、どうぞよろしくお願ひいたします。

要旨3、受診率向上につながる周知啓発について。

市として現在実施している取組や、また今後の取組についてお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えをいたします。

受診率を向上させるための取組としましては、乳がん検診にあっては41歳、子宮頸がん検診にあっては21歳の方に無料で受診できるクーポンというのをお送りをして、受診を勧めています。また、国民健康保険と後期高齢者医療保険で実施される健康診査のお知らせにも、そちらのお知らせと合わせた案内を行うとともに、私立・公立問わず、子ども未来園と幼稚園でも健康診査のお知らせに合わせた案内を実施しております。

また、昨年、議員からお尋ねをいただいたブレスト・アウェアネス、こちらの案内も乳幼児健診などと合わせてお送りをさせていただいております。

なお、今後の取組としましては、先ほどの答弁でも触れましたが、より効果的な案内のため、例えば対象者を限定した個別の案内であったり、様々なチャンネルを通じて受診のメリットと受診しないリスクを理解していただくための情報発信の実施などを検討しております。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。先ほど例に挙げた名古屋市は、令和3年度、乳がんは40歳から69歳の受診率が18.3%だったのが、令和5年度には52.5%に、また子宮頸がんは20歳から69歳の受診率が28.3%だったものが、令和5年度には65.6%に大幅に上昇しております。その背景には、市政全体で展開された多角的かつ効率的な施策がありました。

具体的には、1つ目は、従来のはがきによる勧奨に加え、SNSを活用したこと、2つ目は、ワンコイン検診クーポンによる費用負担軽減をしたこと、3つ目は、健康診断との同時実施による受診率アップをしたこと、あと4つ目は、女性の医師、スタッフによる検診、あと5つ目はガイドブック、また広告、ポスターでの啓発の多様化、6つ目は、企業との協定による啓発強化、7つ目は、精密検査未受診の方への受診促進など、多角的な施策が一体となって成果を生み出しております。

名古屋市とは市の財政面とか状況は違いますが、一人でも多くの方が受診し、健康寿命を延ばしていく様子がうかがえます。今後も取組を継続していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

10月はピンクリボン月間といって、乳がんに関する正しい知識の普及、早期発見・早期治療の啓発を目的とした、様々なキャンペーンが展開されます。私自身もがんサバイバーとして、がん検診啓発に努めてまいりたいと思っております。

件名2、耳で聞くハザードマップについてです。

視覚障害者や小さな文字が読めない高齢者にとって、情報入手は音声が頼りです。そのような人たちを支援するため、印刷物やウェブサイトの文字情報をU n i - V o i c eと呼ばれる二次元コード、音声コードに変換するシステムが開発されました。音声コードは今や生活のインフラの役割を担っております。

例えば、ねんきん定期便や水道料金の検針票、国民健康保険医療のお知らせなどに導入されております。音声コードの添付は、単に便利という理由だけでなく、今年4月からは改正障害者差別解消法に基づき、事業者においても、障害者に対する合理的配慮の提供を義務化しております。行政機関などに関しては、2016年から合理的配慮が義務づけられているため、障害者を守る法的義務への対応が急務となっております。

さらに、障害者の情報取得などを支援するための障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行されました。基本理念の1つに、障害の有無にかかわらず、同一内容の情報を同一時点において取得できるようにすると明記されるなど、健常者との情報格差の解消を目指しております。

ただ残念ながら、障害の特性に応じたハザードマップの作成は進んでいないようです。水

防法によると、浸水想定区域にある市町村は、住民や滞在者への周知を目的として、ハザードマップの配布といった必要な措置を講じる義務があります。しかし、2021年6月に国土交通省が実施したアンケートによると、障害特性に応じたハザードマップを作成している自治体は、作成中、検討中を含めて全体の5.9%にとどまっております。

要旨1、現行の防災マップや避難所案内について、ハザードマップや避難所案内の音声対応について、現在の市の取組状況をお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

市では平成30年度に作成した防災に関する情報を冊子にまとめた防災ハンドブックと、南海トラフ地震や土砂災害、河川等の洪水による浸水のハザードマップの改訂版を今年2月に全戸配布しました。

防災ハンドブック及びハザードマップについては、カタログポケットというサービスを使って、スマートフォンやパソコンから閲覧できるよう、市ホームページにリンクを掲載しています。このサービスでは、防災ハンドブックや避難所が掲載されたハザードマップの文章を9か国語で読み上げる機能があり、記載内容を音声で確認することができます。

なお、地図内に図や色で示される洪水時の浸水の深さや、土砂災害のおそれのある場所を読み上げる機能、スマートフォンの位置情報を利用する機能はありません。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 答弁ありがとうございました。最近、線状降水帯に関するニュースなどで、ハザードマップの確認を促すアナウンスをよく聞きます。しかし、ハザードマップは現在地と周辺のリスクの規模や範囲が色分けされて、平面に表現された地図です。いわゆる絵画の絵と一緒にため、文章の読み上げ機能だけでは、視覚障害の方や高齢者の方にはその情報は活用できません。

耳で聞くハザードマップの利用実績を紹介しますと、全国293区市町村が導入されており、その中でも2つの市が多言語にも対応しております。視覚障害の方や高齢者の方に防災災害情報を届けることは必要不可欠です。

また、犬山市は外国籍の方や外国人旅行者も多いので、そのような方にも情報を届けることができたらと考えます。

党のネットワークからも愛知県への導入をお願いしておりますが、要旨2、今後、耳で聞くハザードマップを導入する予定はあるかお尋ねいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 舟橋君登壇〕

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

Uni-Voice事業企画株式会社の提供する、耳で聞くハザードマップのようなスマートフォンの位置情報をを利用して、現在地や周辺の災害リスク情報を音声で読み上げること

や、最寄りの避難所を表示、誘導することは、視覚障害者や小さな文字が見えにくい高齢者などに対し、災害情報を伝達するための有効な手法であると考えます。

今後、先進的な他市町の事例を参考にしながら、システム導入及び維持管理に係る費用なども含め、研究していきます。

また、耳で聞くハザードマップに関しては、他県では県が主体となり、システムを導入している事例もあるため、愛知県の動向についても注視していきます。

◎議長（大沢秀教君） 島田議員。

◎6番（島田亜紀君） 前向きな答弁ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 6番 島田亜紀議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時30分まで休憩いたします。

午後2時20分 休憩

再 開

午後2時30分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

7番 諏訪 毅議員。

◎7番（諏訪 毅君） 7番、公明クラブ、諏訪 毅です。議長から発言のお許しをいただきましたので、先に通告しました3件について、順次質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

件名1、教科書バリアフリー法改正についてであります。

この法律の正式名称は、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進などに関する法律であり、令和元年に成立をいたしました。

通称教科書バリアフリー法と呼ばれ、視覚障害や発達障害、ディスレクシアなど、読み書きに困難を抱える児童生徒が、適切な教材を使って学べるようにすることを目的としているところです。この法律により、拡大教科書、点字教科書、音声教材、マルチメディア、デジタル教科書などが、教科用特定図書として位置づけられ、国はその普及を促進することになりました。

また、著作権法の改正により、これらの教材の制作に当たって、著作権者の許諾が不要となり、教材の提供がより迅速かつ柔軟に行えるようになっています。

令和6年には法改正が行われ、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒も対象に含まれるようになりました。これにより、言語の壁を越えて、全ての子どもが学びにアクセスできる環境づくりが進められています。

しかしながら、現場ではまだ課題が残っています。文部科学省の調査によれば、読み書きに困難を抱える児童生徒は全体の6.5%に上る一方で、デジタル教科書などの利用率は0.2%程度にとどまっているのが現状であります。制度の認知度不足や支援体制の整備が不十分で

あることが、利用の障壁となっていると考えられます。

ここでお尋ねをいたします。要旨1、視覚障害者などの児童生徒への学習支援についてであります。

犬山市内の小中学校で、視覚障害などの児童生徒への学習支援が行われていれば、どのような支援がされているのかお教えください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

[教育部長 中村君登壇]

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

全盲や弱視の児童生徒は、県立の盲学校に通うことが一般的であり、現在、市内の小中学校には視覚障害を理由として、特別な配慮が必要となる児童生徒は在籍していません。

主に視覚障害を持つ児童生徒のための教科書としては、文字が大きく記載された拡大教科書がありますが、当市においては自閉症・情緒障害特別支援学級で使用している例があります。

弱視など、視覚障害の児童生徒が市内の小中学校に通うこととなれば、視覚障害の特別支援学級を立ち上げ、拡大教科書や文字の大きな教材などを使用し、障害特性に応じた学習を進めることになると考えます。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。

さて、近年我が国に在住する外国籍の児童生徒数は増加傾向にあり、文部科学省の令和6年度の調査によれば、公立学校に在籍する外国籍の児童生徒は約11万4,000人に達しています。そのうち約41.5%が日本語指導が必要とされており、言語面での支援が不可欠な状況です。

こうした背景の下、外国籍児童生徒への学習支援は、教育現場における重要な課題となっています。特に、外国籍児童生徒の言語背景は多様化しており、ポルトガル語、中国語、ベトナム語、スペイン語など複数の言語が混在しています。このため、日本語指導だけでなく、母語支援や文化的背景への理解も求められます。

国は、帰国外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業を通じて、日本語指導補助者や母語支援員を派遣、ＩＣＴを活用した教育支援などを推進していますが、地域によって支援体制に差があるのが現状であります。

ここでお尋ねをいたします。要旨2、外国籍の児童生徒への学習支援についてであります。

犬山市では、日本語が不自由な外国籍の児童生徒に対して、どのような学習支援を行っているのか。また、日本語が全くできない子どもがどのように学校での学習に入っていくのか、その流れについてお伺いをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

[教育部長 中村君登壇]

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

義務教育に相当する年齢の子どもが、外国から日本へ転入してきた場合、多くの方は日本の学校への就学を希望されるため、学校生活で必要となる基本的な生活の決まりや、会話を含めた日本語の学習を集中して行う場所として、令和5年4月から日本語初期指導教室を犬山西小学校に設置しています。

この初期指導教室では、挨拶や授業で使用する言葉、平仮名や数字の読み書きなど、学校生活を送る上で最低限の意思疎通ができる日本語や、日常生活で必要な日本語の習得を目指し、3か月程度、1日4時間、集中して学びます。

その初期指導を終了すると、それぞれのお住まいの地区の学校へ通うことになりますが、初期指導教室での子どもたちの状況について情報共有を行い、特に外国籍の子どもたちの多い地区の学校には日本語指導教室が設置されているため、こうした教室も活用しながら、通常の学習への円滑な移行を支援しています。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。令和5年から日本語初期指導教室を設置していただいていることが確認できました。

さて、教科書バリアフリー法は令和6年に改正されました。この法改正では、従来は障害のある児童生徒のみが対象だった、教科用特定図書等の提供対象に、日本語指導が必要な外国籍及び日本国籍の児童生徒が加えられました。

背景には、日本語での学習に困難を抱える児童生徒が年々増加している現状があります。令和5年の調査では、日本語指導が必要な児童生徒は全国で約6万9,000人にのぼり、2年間で1万人以上増加しています。

この改正により、音声教材やマルチメディアデイジ一教科書などのデジタル教材が、外国籍児童生徒にも提供可能となりました。これにより、教科書の内容を母語で理解したり、音声で聞きながら学習したりすることが可能となり、学習への参加が促進されます。

この法改正では、従来の視覚障害や発達障害のある児童生徒に加えて、先ほど申しました日本語指導が必要な外国籍の児童生徒も提供対象となりました。これによって、学習に困難を抱える幅広い子どもたちが、より柔軟な教材で学べる環境が整いつつあります。

中でも注目すべきは、音声教材の活用です。音声教材とは、教科書の内容を音声で読み上げる機能を持つ教材で、パソコンやタブレットなどの端末を通じて利用されます。視覚と聴覚の両方から情報を得ることができるために、文字の認識が難しい児童や、日本語の理解が不十分な児童にとって非常に有効な支援手段となります。

令和6年度には、全国で約2万4,000人が音声教材を利用しており、導入効果が徐々に広がっています。しかしながら、まだ多くの学校では導入が進んでおらず、ICT環境の整備などが課題となっています。

ここでお尋ねをいたします。要旨3、音声教材についてであります。

犬山市でも、先ほど紹介しました音声教材をもっと活用すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、外国籍児童生徒の支援としての利活用についてどのようにお考えか、お示しをください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求める。

中村教育部長。

[教育部長 中村君登壇]

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

ただいま議員からもご紹介がありました音声教材は、文字の認識が困難な児童生徒が、パソコンやタブレットで教科書の内容を音声で聞いたり、文字の拡大・縮小などの調整しながら学習できるデジタル教材であり、読みの困難さを軽減し、内容理解に集中できるようになりますことが目的となります。あくまでも全て日本語で表現される教材となります。

様々な障害により、紙面の教科書を読むことが困難な児童生徒には、従来より音声教材の提供を受けることができましたが、令和6年7月より、日本語指導が必要な児童生徒にも音声教材を提供することが可能となりました。

当市においても、一部の学校の特別支援学級で活用しているところですが、先ほど申し上げたように、全て日本語で表現されることから、日本語指導が必要な児童生徒に対しての利用については、必ずしも効果的とは言えず、利活用した事例は今のところありません。

児童生徒の日本語の習得状況は、年齢や日本での生活の長短など様々な要因が影響するため、音声教材の活用も手段の一つとして捉え、個々の実情に応じた日本語の習得と学習支援を進めているところです。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。

引き続き、様々な教材などの活用を検討していただくことに期待申し上げ、次の質間に移ります。

件名2、子どもの性被害防止のためにあります。

近年、子どもを対象とした性被害が深刻な社会問題となっています。2025年の調査によれば、日本では1日当たり推定1,000人以上の子どもが性被害に遭っているとされています。これは、家庭内や教育現場、さらにはSNSを通じた接触など、多様な場面で発生しており、被害の実態は表面化しにくいという特徴があります。

警察庁の発表によると、2023年に18歳未満の子どもが被害に遭った性犯罪の検挙件数は、4,850件に上り、これは氷山の一角にすぎないと考えられています。

加害者の多くは顔見知りであり、信頼関係を悪用して接近するケースが多いため、子ども自身が被害を認識できないことも少なくありません。

また、SNSを通じた性被害も依然として高い水準で推移しています。令和4年には、SNSに起因する事犯による被害児童数が1,732人に達し、重要犯罪に発展するケースも報告されています。特に被害児童の投稿がきっかけとなる事例が多く、予防教育の重要性が改めて問われています。

こうした状況を受け、政府は包括的性教育の推進や、性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの整備など対策を進めています。

ここでお尋ねをいたします。要旨1、昨今の性被害についてあります。

犬山市では、子どもたちが性被害から身を守るために、学校においてどのような指導を行

っているのかお示しをください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

性犯罪を含む様々な犯罪から自らを守るための指導としては、自分を大切にするとともに、相手を尊重する態度を育むものとして、生命の安全教育や、下着に隠れる大切な場所は、自分や他人も見たり触ったりしてはいけないことを伝えるプライベートゾーンの教育を推進しています。

また、犯罪を見たり聞いたりしたときや、自分自身が巻き込まれそうになったときに、どのように振る舞うのかという点も指導しており、嫌だ、やめてとはっきり表現すること、またすぐに大人に相談することを伝えています。

日常生活を送る上でのリスクと対応について指導する中に、性犯罪への対応も含んで実施しているところですが、情報機器の発達などによって、犯罪の内容や犯罪種別による件数の増減も変化していくため、引き続き、警察やPTAといった関係機関と連携しながら、時宜を得た指導を実施してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。様々な視点で指導していただいていることが確認できました。

さて、近年、SNSやスマートフォンの普及により、子どもたちが性被害に巻き込まれるリスクが高まっています。特に自撮り画像の送信を強要されるなど、児童ポルノ関連の被害が深刻化しており、昨年の統計では、未成年者の被害者数が161人、そのうち中高生が65.8%、小学生も13%を占めています。

こうした状況を受け、長久手市では、性犯罪防止を目的としたスマートフォンアプリ「コドマモ」の導入を今年の9月から開始されました。

このアプリは、藤田医科大学とIT企業の協力により開発され、愛知県警の働きかけで実証実験が行われました。アプリは、子どもと保護者の双方がインストールし、AIがわいせつと判断される画像を検知すると、子どものスマホには削除を促し、保護者には通知が届く仕組みです。

愛知県警は2023年の7月から9月までの間、長久手市内の3中学校の生徒約2,000人とその保護者が対象に、任意の実証実験を行いました。アプリをインストールした生徒は、この当時は12.8%でしたが、そのうちの41.3%が性被害防止に役立つと回答しています。

また、知らない人のやり取りを経験した生徒は24.2%、裸や下着姿の写真を送るように言わされたことがある生徒は1.8%にのぼり、性被害のリスクが現実に存在していることが明らかになりました。

このような経験をたどり、先ほども申しましたが、日進市では全国に先駆けて、児童生徒約1万人が利用する学習タブレットに、「コドマモ for School」を導入し、今月の9月1日より運用を開始するとありました。

ここで再質問いたします。

先ほど紹介したとおり、性犯罪は、スマートフォンなど情報機器を介すなど、インターネット上で行われている実態があります。子どもたちのスマートフォンの所有率も高い状況であり、性犯罪に巻き込まれないようにするアプリケーションもたくさん開発されていますが、こうしたアプリケーションなどの利活用について、どのようにお考えかお示しをください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

子どものスマートフォンの使用については、犬山市小中学校PTA連合会で作成した子育て八策において、子どもと話し合って使用時間などのルールを決めたり、フィルタリングをかけたりするなど、保護者への周知を継続して実施しているところです。

また、性犯罪に巻き込まれないよう、犬山警察署生活安全課とも連携し、児童生徒のみならず、保護者を対象にした研修を行うなど、機会を捉えて情報提供を行っております。

近年では、保護者が子どものスマートフォンの利用状況を把握できる各種アプリケーションが開発されており、不適切な撮影や有害サイトへのアクセスなど、性犯罪につながるような利用があった場合に、保護者へ通知される機能を備えたものも複数提供されているところです。

近年の犯罪は、スマートフォンなど情報機器を介して行われることが増えている現状があるため、対策のためのアプリケーションの情報についても把握し、保護者会や学校などを通じて情報提供を行うとともに、教育委員会と学校が連携し、児童生徒が安全に学ぶことのできる環境の確保に努めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪毅君） 答弁ありがとうございました。保護者会や学校などアドバイスの情報提供を行っていただけることに感謝を申し上げます。引き続き、犬山市の子どもたちが性犯罪に巻き込まれないために努めていただけることに期待を申し上げ、次の質問に移ります。

件名3、高齢者あんしん相談センターについてあります。

我が国は世界でも類を見ないスピードで高齢化が進行しており、厚生労働省及び内閣府の統計によれば、令和6年10月現在、65歳以上の高齢者人口は約3,624万人、総人口に占める割合、すなわち高齢化率は29.3%に達しています。これは国民の約3人に1人が高齢者であることを意味し、今後もこの傾向は続くと見込まれています。

特に注目すべきは、75歳以上の人口が、65歳から74歳人口を上回っている点です。令和6年時点では75歳以上人口は約2,078万人、総人口の16.8%を占めており、今後ますます後期高齢者の割合が増加することが予測されています。

団塊の世代が全て75歳以上となる令和7年には、75歳以上人口が全人口の約18%に達する見込みです。また、将来推計によれば、2070年には高齢化率が38.7%に達し、国民の2.6人に1人が65歳以上、約4人に1人が75歳以上となるとされています。これは現役世代1.3人

で高齢者1人を支える構造となり、社会保障制度や地域福祉の持続可能性に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

さらに、世帯構成の変化も、高齢化の影響を受けています。単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、2040年には全世帯の約4割が単身世帯になると予測されています。これにより孤立や生活困窮のリスクが高まっており、地域における見守り体制や相談支援の充実が求められています。

このように高齢化の現状に対し、厚生労働省は、地域包括ケアシステムの推進や、介護人材の確保、健康寿命の延伸施策などを展開していますが、今後はより一層、地域の実情に即した柔軟な対応が必要であると思われます。特に都市部と地方では、高齢化の進行度や支援体制に差があり、地域格差のは正も重要な課題となるとあります。

ここでお尋ねをいたします。要旨1、現状についてであります。

犬山市では、高齢者あんしん相談センターが市内5か所に設置されており、独り暮らし高齢者などへの訪問、介護保険サービスの利用や福祉に関する相談、高齢者虐待への対応、防止に向けての啓発、介護者支援に関する事業など、様々なことに取り組んでいただいているます。そういう中、先ほども述べさせていただきましたが、2025年に介護人材が大幅に不足するとありました。

ここでお伺いをいたします。犬山市の高齢者あんしん相談センターの現状について、過去3年間のセンターへの相談件数、そしてセンターの職員配置はどうなっているのか、2点お示しをください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えいたします。

まず、過去3年間において、議員ご紹介のとおり市内5か所の高齢者あんしん相談センターが実施した相談と支援の件数も含ませていただきますが、それでいずれも延べ件数で令和4年度は1万6,655件、令和5年度は1万7,349件、そして、令和6年度は若干減りまして1万4,542件となっております。

また、高齢者あんしん相談センターの職員配置は、それぞれのセンターごとに介護保険法施行規則に従いまして、まず保健師が1名、社会福祉士が1名、主任介護支援専門員、主任ケアマネジャーと言ったほうがお分かりになるかと思いますが、こちらも1名、こういった専門職を置くほか、それぞれの地域で展開されているサロンの支援であったり、その担い手の育成、あるいは認知症の方とその家族の支援など、地域に根差して、高齢者の生活全般を支援する職員を1名、それからセンターの体制強化のために専門職のフォローであったり、事務処理を担う職員1名を配置して、合計で5名という体制で実施をいたしております。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。今回、高齢者あんしん相談センターについて質問させていただいたのは、市民の方からの市民相談の内容が、高齢者の方から、また高齢者の方の家族からが多くなり、高齢者支援課へつなぐ内容が増えてきました。このよ

うに私自身も相談が増えたなど感じるので、犬山市全体を見ていただいている高齢者あんしん相談センターの現状を確認したいと思い、今回質問させていただいております。

続きまして、要旨2、課題についてあります。

厚生労働省の資料の中で、高齢者相談センター、地域包括支援センターは、厚生労働省が推進する地域包括ケアシステムの中核として、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、介護・医療・福祉など多分野にわたる相談支援業務を担っています。

しかし、近年の高齢化の進行と社会構造の変化により、相談支援業務には多くの課題が浮き彫りとなっています。

第1の課題は、相談件数の増加と業務の複雑化です。厚生労働省の資料によれば、85歳以上の高齢者人口は急増しており、要介護認定率も年齢とともに上昇しています。

これに伴い、認知症や孤立など複雑な背景を持つ相談が増加し、センター職員の対応負担が大きくなっているとあります。

第2に、相談支援体制の整備が追いついていない点です。厚生労働省は、相談支援業務に関する手引きにおいて、相談支援は本人主体の支援であり、地域との連携が不可欠であるとしています。しかし、現場では人材不足や専門性の偏り、関係機関との連携の不十分さが課題となっており、支援の質やスピードにばらつきが生じています。

第3に、相談支援従事者の育成と定着です。

相談支援業務は、高度な専門性と柔軟な対応力が求められる一方で、職員の負担が大きく、離職率の高さが問題視されているとあります。厚生労働省は、相談支援専門員制度や研修制度を整備していくますが、現場では、実践的な支援スキルの向上や、メンタルヘルスケアが十分とは言えないことがあります。

ここでお尋ねをいたします。要旨2、課題についてあります。

先ほどは国が打ち出している高齢者の相談支援業務に対する課題でした。犬山市における高齢者あんしん相談センターの相談支援業務に係る課題は何かお示しをください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えをいたします。

当市では令和6年度から、あんしん相談センターの体制強化に取り組んでいることもありますので、現時点ではセンターの相談支援業務はおおむね適正に実施されているというふうに考えております。

しかしながら、ケースが集中したときであったり、困難ケース、虐待等々の対応にあっては、5名という限られた体制でありますので、必ずしも全ての対応が十分であるとは言い切れずに、当市では常にセンターとの情報共有を行いながら、高齢者支援課で必要な支援であったり指導というのを行っております。

また、ただいま諏訪議員から国の状況というご紹介がありましたけれども、当市でもこれまで久世議員からもご指摘をいただいておりますが、センターの職員に係る負担というのがだんだん大きくなってきております。そういうふうなフォローなども含めて、量と質の両面でセ

ンターの体制の強化というのが、今後も引き続き不可欠だというふうに考えております。その要となる人材確保が当市として考える一番の課題だというふうに考えております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。センター職員の人材確保が一番の課題だということで確認できました。

続きまして、要旨3、今後についてであります。

要旨2では、高齢者あんしん相談センターの課題についてお聞きをしました。要旨3では、その課題を踏まえて、課題に対する現時点での取組や、今後の高齢者あんしん相談センターの展開についてお伺いをいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えします。

先ほども少し触れましたが、昨年度、令和6年度から当市では高齢者あんしん相談センターの体制強化ということに取り組んでおります。高齢化のピークが見込まれる2040年代に向けて、センターが担うべき役割というものはますます重要なものとなる一方で、現時点で既に先ほど申し上げたとおり、人材確保というものが困難になっておりますので、当市ではセンターの業務を通じて人材育成が行われる仕組みとさせていただいております。まずはしっかりと相談を受けることができる守りの体制というのを固めた上で、毎年1万件を超える相談支援をしっかりと行いながら、将来的には独り暮らしの方であったり、検診によって把握することができた健康に問題を抱える方であったり、日常生活に不安や課題を抱える方、可能性が高い方に対して、アウトリーチによる攻めの支援を行うことができるような体制強化というのを目指してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。

ここで再質問をさせていただきます。

先ほど答弁でもありましたが、相談件数の増加や職員の離職、人材育成の課題は高齢者あんしん相談センターのみの課題ではないように考えておりますが、いかがでしょうか。

また、現在行っていたいいる重層的支援体制整備事業の中で、これらの課題に対し、取り組んでいることはあるのか、お示しをください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） 再質問にお答えをいたします。

諏訪議員のご指摘のとおり、生活にお困りの方であったり、障害を持つ方を支援する窓口にあっても、先ほどの高齢者あんしん相談センターと同様に、相談支援の件数が増加をしておりまして、その内容も複雑なものとなっております。その一方で、その対応に携わる人材

の確保というのが課題となっております。

したがいまして、重層的支援体制整備事業の一環として、各分野それぞれの分野で相談支援を行っている職員のスキルアップと、それぞれの職員の負担の軽減をするための取組というのを現在進めているというところです。具体的に申し上げますと、直接相談支援に携わっていただいている委託先の職員というのは言うまでもありませんが、私ども健康福祉部の職員を対象として、相談者から、困り事を聞き取って、課題を整理する、そういう力を持ち身につけるアセスメント向上研修を実施する以外にも、毎月健康福祉部や教育部の職員と、相談支援の窓口をお願いしておる委託先の職員が参加する連携会議というものを開催をさせていただいておりまして、事例検討などを通じて、支援者間、委託先の方と我々行政の人間で顔の見える関係づくりの構築と、困難ケースなどにおける協力体制の確保というのを進めているところです。

また、試験的な取組ということにはなりますが、職員の退職であったり、人事異動という一時的な対応力の低下ということも懸念されますので、ケースワークや地域資源、こういったことのデータベース化、そういう検討にも今年度から着手したというところであります。

◎議長（大沢秀教君） 諏訪議員。

◎7番（諏訪 毅君） 答弁ありがとうございました。高齢者あんしん相談センターと同様に、相談件数などが増え続ける生活困窮者などを支援する窓口においても、様々な取組をしていただいていることが確認できました。

昼夜を問わず取り組んでいただいている職員の皆様、委託先の職員の皆様はじめ、携わっていただいている皆様に御礼申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 7番 諏訪 毅議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。本日の一般質問はこれをもって打ち切り、来週8日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起ころ]

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

* * * * *

◎議長（大沢秀教君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後3時10分 散会